

(第一類 第六号)

第一五十六回国会 衆議院 文部科学委員会議録 第十一号

(二四八)

平成十五年五月七日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 古屋圭司君

理事 奥山茂彦君

理事 駒込浩君

理事 鈴木恒夫君

理事 森田健作君

理事 齊藤鉄夫君

理事 青山丘君

理事 小瀬優子君

理事 岡下信子君

理事 近藤基彥君

理事 中谷元君

理事 松野博一君

理事 柳澤伯夫君

理事 牧野聖修君

理事 山口壯君

理事 黃川田徹君

理事 児玉健次君

理事 山内恵子君

理事 藤村肥美代子君

理事 大石尚子君

理事 林田修君

理事 藤原仁君

理事 池坊保子君

理事 石井郁子君

理事 中西績介君

文部科学大臣政務官

文部科学大臣政務官

参考人 (味の素株式会社技術特別顧問)

参考人 (前鹿児島大學長)

参考人 (広島大学長)

参考人 (教育ジャーナリスト)

文部科学委員会専門員

文部科学委員会専門員

書(山梨県都留市議会)(第六六一三号)
教育基本法の改定ではなく、その理念の実現に
関する意見書(島根県石見町議会)(第六六一四
号)

教育基本法の改定ではなく、その理念の実現に
関する意見書(島根県美都町議会)(第六六一五
号)

教育基本法の改定ではなく、その理念の実現に
関する意見書(島根県五箇村議会)(第六六一六
号)

教育基本法の改定ではなく、その理念の実現に
関する意見書(香川県塩江町議会)(第六六一七
号)

教育基本法の改定ではなく、その理念の実現に
関する意見書(高知県高村議会)(第六六一八号)

教育基本法の改定ではなく、その理念の実現に
関する意見書(高知県佐市議会)(第六六一九号)

教育基本法の改定ではなく、その理念の実現に
関する意見書(高知県日高村議会)(第六六二〇号)

三十人学級の実施に関する意見書(福岡県久山
町議会)(第六六二一號)

三十人学級の実施に関する意見書(福岡県浮羽
町議会)(第六六二二號)

三十人学級の早期実現に関する意見書(鹿児島
県徳之島町議会)(第六六二三號)

静岡県に法科大学院を設立することに関する意
見書(静岡県天竜市議会)(第六六二四號)

静岡県に法科大学院を設立することに関する意
見書(静岡県湖西市議会)(第六六二五號)

静岡県に法科大学院を設立することに関する意
見書(静岡県河津町議会)(第六六二六號)

静岡県に法科大学院を設立することに関する意
見書(静岡県伊豆市議会)(第六六二七號)

私学助成拡充に関する意見書(福岡県田主丸町
議会)(第六六二八號)

私学助成拡充に関する意見書(福岡県浮羽町議
会)(第六六二九號)

私学助成拡充に関する意見書(福岡県北野町議
会)(第六六三〇號)

奨学金制度拡充に関する意見書(北海道恵庭市
議会)(第六六二一號)

少人数学級の早期実現に関する意見書(埼玉県
上尾市議会)(第六六三三號)

少人数学級の早期実現に関する意見書(山形県長
井市議会)(第六六三三號)

少人数学級の早期実現に関する意見書(東京都
三鷹市議会)(第六六三四號)

少人数学級の早期実現に関する意見書(埼玉県
上尾市議会)(第六六三三號)

少人数学級の早期実現に関する意見書(東京都
上尾市議会)(第六六三三號)

本日の会議に付した案件

国立大学法人法案(内閣提出第五六号)

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案(内
閣提出第五八号)

独立行政法人国立高等専門学校機構法案(内
閣提出第五九号)

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案
(内閣提出第五九号)

独立行政法人メディア教育開発センター法案
(内閣提出第六〇号)

独立行政法人大学評価・学位授与機関法案(内
閣提出第六一號)

独立行政法人法等の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律案(内閣提出第六一號)

立高提出國立大学法人法案(独立行政法人国
立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律案(内閣提出第六一號))

立高提出國立大学法人法等の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律案(内閣提出第六一
號)

は本委員会に参考送付された。

に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題いたします。

本日は、各案審査のため、参考人として、味の素株式会社技術特別顧問山野井昭雄君、前鹿児島大学長田中弘允君、広島大学長牟田泰三君及び教育ジャーナリスト山岸駿介君、以上四名の方々に御出席をいたしております。

本日は、御多月中のところ、本委員会に御出席を
いただきまして、まことにありがとうございました。
た。各案につきまして、それぞれのお立場から忌
憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考
にしたいと存じますので、何とぞよろしくお願い
を申し上げます。

次に、議事の順序でございますか。山野田参考人、田中参考人、牟田参考人、山岸参考人の順に、お一人十五分程度で御意見をお述べいただけ、その後、委員からの質疑に対してもお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますか、御発言はすべ
てその都度委員長の許可を得てお願いをいたしま
す。また、参考人は委員に対し質疑ができるないこ
とになっておりますので、あらかじめ御了承願い
ます。

それでは、まず山野井参考人にお願いをいたし
ます。

○山野井参考人 味の素の山野井でございます。
私は現在、日本経団連の産学官連携推進部会の
部会長を仰せつかっております。この部会は、我
が国産業の発展や経済の活性化を目指しまして、
産業界と大学、政府との連携強化を目的とするも
のでございます。この部会の活動をベースに、な
ぜこの法案に対し賛成か、賛成の意見を申し上
げたいと思います。お手元にございますキーワー
ドについては全部触れる予定でございますけれど
も、順番等が少し変わるものかもしれませんので、御
了解いただきたいと存じます。
今回、六つの法案が出されてござりますけれど

結論から先に申し上げます。この法案の基本的な考え方、思想につきまして、私どもは賛成でございます。競争原理の導入、強化やあるいは非公務員型をベースにして、大学の自主性、自律性、あるいはこれと表裏の関係にあります自己責任の原則を強めるということ、また、学長を初めてトップの権限の強化に基づくリーダーシップによって個性化、多様化を図っていくための今回の法案の必要性につきましては、私ども産業界の望むところと一致しているからでございます。

ただし、こういう大きな法案の場合は必ずあると思いますけれども、運用の仕方によっては、留意すべき課題がないわけではございません。これにつきましては最後の方で触れさせていただくことにいたします。

ただいま申し上げました産業界の賛成意見の背景を、部会の活動を御説明する中で申し上げたいと存じます。

部会は、今まで二回にわたって意見書をまとめた、日本経団連会長名で建議させていただいておりますけれども、これはお手元の資料の、棒グラフが書いてあるものが一枚ございますが、それぞれ一枚ずつにまとめているものでございます。

まず、二〇〇一年十月公表の最初の意見書でございますが、これは太字との連携を通して見たところの研究開発力及びそのあり方にについてでございます。それから、本年三月公表させていただいた二回目の意見書でございますが、これは人材育成に関する問題でございます。

ちなみに、グラフがございますので簡単に御説明申し上げますと、この部会を構成する企業は三十社でございまして、十一の業種にわたっております。それぞれの業種を代表する、我が国を代表する企業によって構成されております。

この二回の意見書につきまして、それぞれ、

テーマは違いますけれども、まず構成企業にアンケートを行いました。そのアンケートの結果をもとに論議を進めてまいりました。棒グラフはそれぞれ、アンケートの結果の一部を表示しているものでございます。

まず、最初の意見書でござりますけれども、こに大学との連携の成功例と失敗例の要因が出ております。実はこの成功例のほとんどは海外の大学との連携のものでございまして、国内大学との成功例は、もちろんございますけれども、例が大変少なくて、大部分が不満足な結果に終わっているというのが実情でございます。ただし、これは二〇〇一年十月でございますから、その以前において産学連携において出てきた結果に対する評価、こういうことでございます。

海外の大学がすぐれていると判断される点につきましては右下の方に簡単にまとめてござりますけれども、この一つ一つについては、それぞれ内容がございますが、本日はこれは省略させていただきます。

ただ、ここで一つだけ申し上げるのは、各社が連携成功と言つております中身でございますけれども、これは単に事業化に成功して売り上げ計上に結びついたということだけを言つているわけじゃございませんで、例えば、高度な技術が習得できて、その過程で多くの優秀な論文とか特許が出てせたとか、あるいは、すぐれた多くの研究者との交流を通じて自社の研究開発あるいは生産技術等のポテンシャルが非常に大きく伸びた、こういうふう、一言で申し上げますと技術ポテンシャルの大きな向上に有用であったということを、単なる事業化だけではなくて、海外の大学との連携の中で得た成果としてうたつてござります。

ただ、これではまるで産学連携中心の大学、どのように受け取られるかもしれません、海外の大学とコンタクトをとりました各企業の担当者たるは、この部会のメンバーの、大体、取締役さんとか部長さんが中心でございますけれども、大学の最も特徴とする真理追求のいわゆる純粹基礎研究

について、決してこれらの大学は、産学連携に偏るがためにそちらの方のリソースが減っているということは全くない、これもまた世界トップレベルであって、ノーベル賞の候補者になるような人をたくさん抱えている、こういうことを言っておられます。

つまり、私は大学の中に入つて大学のマネジメントをやつたことがございませんのでよくわかりませんけれども、研究について言えば、この二つについてうまくアレンジしている、恐らくトップダウンの非常に強いリーダーシップの中で、その大学の中でバランスをうまくとっている、このよううに判断できる結果が出てきているということでございます。

最近のデータで言いますと、産業界から国内及び海外の大学中心の研究機関への研究開発投資につきまして、御存じかと思いますが、例えば二〇〇〇年の実績を見ますと、国内の大学等に対しては六百七十億から七百億円、これに対して、海外の大学に対しては千五百五十億から千六百億円となつておりますて、一・二倍ほどになります。こうした状況について、産業界として非常に大きな問題意識を持っております。これについて一言つけ加えさせていただきます。

我が国企業は、遠く海外の大学との連携を決して好きこのんでやつているわけではもちろんございません。ただ、企業は、自社の目的にできるだけフィットする相手を、国内だけではなくて、視野を広く世界に広げて選定することになります。いわゆる費用対効果の極大を求めるわけあります。その結果として今申し上げた状況になつてゐる、こういうことでございます。

ただ、このことは産業界として決していいことだと思っておりません。短期的には確かに大きなメリットがあることは今申し上げたとおりなんですが、長期的に見ますと、逆に我が国企業とかも産業界を圧迫する要因になる、そうとらえており

なぜかと申しますと、海外の大学の技術ボテンシャル、産学連携のボテンシャルがどんどん上がっていく。それから、それにかかる研究者あるいは大学院生等のこういう面でのボテンシャルもどんどん上がっていく。そして、我が国の企業とは違って、まさにその国の企業、私どものライバルになりますけれども、その企業は、彼らにとつては自分の国の中元の大学になるわけですが、ますますボテンシャルの上がっているこうした大学と我々よりもはるかに濃密な人事の交流も含めた連携をやっておりますし、また、そこで鍛えられた若者というのは、決して日本の企業に入ってくるわけではなくて海外の企業に入るわけですから、長い目で見た場合に、我が国の企業の産業競争力ということを考えますと、今申し上げたこういう状況は非常にまずい。短期的にはいいんですが、非常にまずい。これが私ども産業界の強い危惧感でございます。

したがって、私どもいたしましては、こういう姿を変えて、我が国の大企業と相互に向上が図れるようなメリットのある連携を早くつくり上げたい、また、海外の大学へ今多く流れておりますところの研究開発投資を国内の大企業の方向に逆転したい、これを強く望んでいる次第でございます。それには、企業側の多くの努力が必要になります。それは、企業側の多くの努力が必要になりますことはもちろんでございますけれども、大学に対しましては、特に国立大学でございますけれども、ぜひ国際競争力の強化を図っていただきたいというのが願いでございます。

次に、簡単に二回目の意見書について御説明申しあげます。

これは、産業の国際競争力の核になります技術力を担うたために、ここ数年から十年の間に人材を育むための教育研究機関としての立場であります。中身につきましては、大変恐縮でございますが、味の素社の例で申し上げますと、学士がほぼ二五%ぐらい、修士が約七〇%、博士が約五%という比率になつております。修士を中心型の形になります。このアンケートのグラフにござ

以上のように、入社してくる我が国の若者に対し、メンバー各社の忌憚のない認識が示されており、ますが、これはいずれも各社が将来の国際競争力をにらんだ場合に大変強い危機感を持っているということのあらわれでございます。

業界の要望に合致させてほしいなどということは、一言も言つておりませんし、全くそのように考へておりません。

例えば、真理探求の基礎研究というのは我が国が文化国家として世界の尊敬を集める上で極めて大切な機能でありますし、また、歴史というものを振り返って見てみると、極めてすぐれた独創的な純粋基礎研究の成果というのは、時期は特定できません、いっぽは特定できませんけれども、何らかの形で必ず産業に対しても大きな発展のインパクトを与えていることは間違いない事実だと考へております。

それから、教育につきましても、産業向けの人材教育を求めているわけでは決してございません。将来にわたって我が国のさまざまな分野で國ん力、国際競争力の強化につながるような人材育成

な評価体制の導入が不可欠でございます。先ほど運用の中で課題と申し上げたのは、一つはこれでございます。さまざまな面からの多様な評価が必要になります。多面的な評価をするということは大変な労力を要することになります。したがいまして、労力をできるだけ軽減する工夫が必要でございますけれども、ただ、こうした中で、評価基準が画一化されたりあるいはワンパターン化した尺度にならないよう、私ども産業界も含めまして、十分ウォッチすることが必要であると考えております。

そのほかにも大学に対している要望点はござりますけれども、棒グラフの書いてあります中に文言で幾つか述べておりますので、ここでは省略させていただきます。

なんですが、非常にまずい。これが私ども産業界の強い危機感でございます。
したがつて、私どもいたしましては、こういう姿を変えまして、我が国の大学と相互に向上が図れるようなメリットのある連携を早くつくり上げたい、また、海外の大学へ今多く流れておりますところの研究開発投資を国内の大大学中心の方に向に逆転したい、これを強く望んでる次第でございます。それには、企業側の多くの努力が必要になります。なることはもちろんでございますけれども、大学に対しましては、特に国立大学でございますけれども、ぜひ国際競争力の強化を図つていただきたいというの願いが願いがござります。

次に、国立大学に対する期待と改革への産業界としての意見を若干申し述べたいと思います。改めて申し上げるまでもなく、大学の機能は三つだと考えます。一つは教育、つまり人材育成であります。研究につきましては二つに分かれると思います。一つは、真理探求の純粹基礎研究、あるいは学術研究という言い方もあると思います。もう一つは、产业化への出口が見える、あるいはそれにつながる可能性のある研究、ただし大学の場合はその中でも基礎的段階の研究になりますけれども。大学の先生といろいろお話ししますと、知の伝承ということをおっしゃいますが、教育等の中にこれを含めると考えれば、私どもはこの三つかなとを考えます。

ただ、これらのこととを実現してまいりますためには、大学の中に今までよりもっと競争原理を導入していくことが必要であると考えます。これまでの国立大学は文部科学省監督下の一組織でありまして、はっきり申し上げて、競争原理が働いてこなかったのではないかという危惧がござります。底辺の水準維持型の護送船団方式ではなくて、大学間のできるだけ自由な競争の中で個性の輝く大学が生まれて、頑張った大学は伸びるし、工夫の足りないところは衰退するという世の中の当たり前の流れが不可欠であると考えております。

大学における競争というのは、先ほど申し上げました三つの機能のそれぞれのフィールドでの競争であって、企業の言うような利潤追求の競争とは異なるのは当然のことです。

ただし、競争原理の導入には、公正にして透明

な評価体制の導入が不可欠でございます。先ほど運用の中で課題と申し上げたのは、一つはこれでございます。さまざまな面からの多様な評価が必要になります。多面的な評価をするということは大変な労力を要することになります。したがいまして、労力をできるだけ軽減する工夫が必要でございますけれども、ただ、そうした中で、評価基準が画一化されたりあるいはワンパターン化した尺度にならないよう、私ども産業界も含めまして、十分ウォッチすることが必要であると考えております。

そのほかにも大学に対している要望点はござりますけれども、棒グラフの書いてあります中に文言で幾つか述べておりますので、ここでは省略させていただきます。

最後になりますが、今回の国立大学法人法案は仕組みの問題でございまして、改革の成否はいかにこの仕組みを運用するかにかかっていると思っております。その意味で、法案が本当に効果を上げることができるか否かは未知数である、そのようになります。

ところで、今や大学改革は一刻の猶予も許されない時期に来ていると考えております。産業界と大学が豊かな経済社会実現のためのよきパートナーとなるよう、本法案の早期の成立と諸先生の引き継ぎの御尽力をお願い申し上げまして、私の陳述とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○古屋委員長 山野井参考人、ありがとうございました。

次に、田中参考人にお願いをいたします。
○田中参考人 御紹介いただきました田中でござ

私は、平成九年一月に鹿児島大学長に就任いたしました。ことしの一月まで六年間、国立大学協会のさまざまなこれに関する委員会の委員並びに文科省国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議のメンバーといたしました。国立大学の

独法化問題に深くかかわってまいりました。

本日は一学徒として意見を申し上げたいと存じます。時間が関係もありまして、内容を書いてまいりましたので、読み上げさせていただきたいと思います。お手元にあるかと思いますが、それを参照しながらお聞きいただくとありがたいと思います。

現在国会で審議されています国立大学法人法案には深刻な矛盾が幾つか含まれておおり、意に反して、意図する目的とは正反対の結果を生じるのではないかと思われます。

一、国立大学の法人化の中心目的は、自主性、自律性の拡大にあります。ところが、本法案は、予算、組織、人事等に関する運営上の裁量は拡大いたしますが、大学の本来の任務である教育研究の自主、自律は逆に大きく失われます。なぜなら、独立行政法人通則法を基本とする本制度においては、従来大学が一体となつて持っていた企画、立案、実施の機能は分割された上、企画、立案は文科省の権限に移されまして、大学には実施機能しか割り当てられないからであります。しかも文科省には、大学が実施した業務の成績評価と予算配分や大学の改廃を決定する権限まで与えられています。したがって、この制度は、政府や官僚が、強力な権限を持ち、国立大学を直接統制することができる仕組みを内包していると言ふことがであります。

具体的に見ますと、文科省は国立大学に対し、六年間の教育研究等の目標、計画を指示、認可いたします。そして、六年後の成績評価、これは達成度評価でございますが、と予算配分、それから次期の目標、計画の指示、認可あるいは大学の改廃までも取り仕切ることができます。これを改革サイクルといふように言っておりまます。換言いたしますと、大学は文科省の指示、評価、予算配分等に従つて教育、研究、運営等を実施しなければならないということになるわけであります。

大学に対するこのよだれの縛りは、我が国において存在したことではなく、もちろん現行制度にもありません。従来、「文部省は、その権限の行使に当つて、法律(これに基く命令を含む)に別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。」文部省設置法第六条二項、とされてきたのであります。したがって、この制度は、大学に対する規制強化を意味しております。これはまた、憲法二十三条の学問の自由の保障や教育基本法十条の教育の不当な支配の排除に反することは、既に多くの識者が指摘しているところであります。

大学の現場で教育研究に従事しておれば、この仕組みが大学に適合しないことは容易に理解できます。これはまた、憲法二十三条の学問の自由の保障や教育基本法十条の教育の不当な支配の排除に反することは、既に多くの識者が指摘しているところであります。

まず、教育について見ますと、その目的は、学生個人の能力を伸ばし、人生途上での困難に際し創造的に自己を形成する能力を養成することにあると思います。学生は単に知識を習得するだけではなくて、自分の頭脳で考えることを学ばなければなりません。また、さまざまな機会をとらえて人間の形成を図ることも必要であります。人間の本質にかかわるこれらの部分について、目標を指示し、それに従つて計画を立てることや、特に教示化することは到底不可能であります。もしそれが強要されるならば、教育の本質は大きくゆがめられることになるでしょう。

一方、未知の学術的価値の発見や創造を目指して行われる研究は、ノーベル賞受賞者の経験談に示されているように、まず研究者の自由な発想が認められることになるでしょう。

この矛盾は、各大学においてもあらわれます。さきに述べた改革サイクルにおいて、中期計画の作成、年度計画の公表、各種の評価書類の作成とやりとり、財務諸表の提出、決算報告書の提出等、各大学でも膨大で煩瑣な事務量が発生し、それに応じて多くの人員と財源が教育研究以外の業務に費やされることになります。それにも増して、新しく二名の監事、多数の役員、学外者を雇用しなければなりません。これらはすべてスリム化、効率化を目指す行政改革の本来の意図に矛盾します。それはむしろ、教育研究から大学経営への人員と財源のシフトと言ふべき事態であります。

るものであり、最近の展開はそれを証明しておりますが、地方の国立大学と地域社会にとって極めて憂慮すべき制度設計と言わねばなりません。市場競争原理のみでは、企業立地の実情や県民所得の格差、さらに既に存在する大幅な大学間格差等に照らして、さきに触れた大学経営の自由は地方では実効を伴わないのです。この制度設計が地方の衰退を招き、全体として日本の国力の地位盤沈下を招くことはほぼ確実と思われます。したがって、それは地方活性化をうたう地方分権に矛盾しています。

このことが意味するのは、行革に二つの手法があるように、大学改革にも二つの手法があるべきであって、産業競争力強化を担う大都市圏の大学への拠点化、集中化の方向とは別に、日本全体の地域活性化を担う地方国立大学についてはあくまでも分散化を維持し、一方指向的に集中化のみを図るべきではないということです。大都市と地方は相互に支え合っており、地方の活性化なくして大都市の活性化もあり得ないからであります。

現在、国立大学に対してさまざまな批判があります。今ここでそれらに対する十分な検討を加えることはできません。しかし、暫定的に次のよう

日本の中は、世間に思われているほど業績水準が低いわけではありません。むしろ、かなりの業績と潜在的能力が隠されているとさえ言えます。ただ、それらを一般社会と結びつけるチャネルが欠如しているのであると思うわけであります。大学の学問研究を地域社会現場と全面的、根本的に結びつけることによって、両者を相互的に活性化させようとする社会空間、この関係を全国的に展開することによって「二十一世紀のグローバルな大問題に各大学が相互補完的に協力して対応し得るようなネットワーク」、このような社会空間、ネットワークが形成されるならば、日本の大学はよみがえるはずであります。

このことは、競争原理による活性化のみではな

く、協力原理による相互活性化もまた必要だといふことであります。したがってまた、この理念に基づく大学群も国家にとって必要不可欠だといふことを意味しています。いかに日本の中は文教政策が念頭に置くべきは、グローバル化に伴う二十一世紀前半の巨大な経済的、社会的変動であり、考察されるべきは、にしてそれらの変動に柔軟に対応し得る多様で豊かな構想力を培い、日本の社会全体を支え得るかといふことだからであります。

以上述べましたように、本法案は多くの致命的な矛盾を内包していますので、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることの目的とは反対の結果を生むことになると思われるであります。我が国の未来を見据えた理性ある判断を期待いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○古屋委員長 田中参考人、ありがとうございました

次に、牟田参考人にお願いをいたします。

○牟田参考人 御紹介いただきました広島大学長の牟田でございます。よろしくお願いします。

本日は、この文部科学委員会で意見陳述をする機会を与えていただきまして、ありがとうございます。私は、この陈述の中で、基本的には本法案に賛成という立場で意見を述べさせていただきます。もちろん、部分的にはいろいろ批判的なことも申し上げるかもしれません。

さて、私がここで申し上げますことは、世界的に現在大学改革は急速に進んでおりますが、ます、この世界の大きな流れということについて申しあげた上で、その中で我々がいかに国立大学を変えていくべきか、その変える一つの方向がこのふうに考えております。この点について、きょうは申し上げたいと思っております。

まず最初に、世界的な大学改革の流れについてしゃる皆さん方にとっては当たり前のことかもし

れませんが、そういう意味で駆けに説法かもしれないが、お聞きいただきたいと思います。

最近、大学間でも、大学のマネジメントをつか

さっている人たち、学長とか、副学長とか、学

長補佐とか、そのレベルの人たちの往来が非常に

激しくなっております。これは国際的な意味で申

し上げてあります。そういう海外から表敬訪問

とか、我々が海外へ出かけていて表敬訪問する

ときの話題なんですが、以前はこういうときの話

題に非常に困りました。それで、いろいろなよも

や話ををして時間をつぶして帰ってくるようなこ

ともあつたんですけれども、最近は一言、おたく

の大学の改革状況はどうですかと聞いたら物すご

く盛り上がるんですね。それで二時間、三時間は

たちまとたつてしまします。昼食の時間もこの話

ばかりしているということはよく起るんです。

そういう意味でも、世界の大学関係者にとって、

この大学改革の問題というものは重大関心事となっ

ております。

どうして世界じゅうの大学が一齐に大学改革に関心を示し、またやっており、やらざるを得なくなっているのかということをよく考えてみますと、これはやはり十三年余り前のベルリンの壁崩壊にさかのぼるのではないかと思つております。

このときに冷戦構造が崩壊して、そして世界的に

一つの、資本主義という格好での流れになつてき

たわけですが、この流れの中で競争社会が出現

し、そこの中で生き残るために常に変化に対応

していくなければならない、変化に対応できるも

のみが生き残る、そういう状況になつておるわ

けですね。

どのように書いておりますが、この形態が、特に国立大学の形態をとつていしたものについては、日本の法人化に似たような形態に進んでいっている。アメリカの州立大学は、まさに我々の法人化後の形態に似ています。そこに書いておりますように、下の二つ、スウェーデンとフィンランドについては、これはもちろん、こういう道をとつていよいよ國もあります。

もちろん、この格好をしていくわけですね。

国立、すなわち政府機関の今までおりまして、例

えば学生の授業料は徴収しておりません。そい

うわけで、我々の国立大学よりはるかに国立大学

であると言つてもいいかもしれません。

そういう大学の構造改革、カリキュラム改革と

かなんとか、そういうものについては、常時あち

こちでやっておりますから、きょうはこの点には

余り言及しません。構造改革に問題を絞つて考

ますと、その表の中でスウェーデン、フィンラン

ドを除いては、ほとんどが改革を大規模に進めて

しております。

もちろん、大学の当事者たちと会って話します
と、いろいろな不満が聞こえできます。それは、
日本の現状と全く同じです。しかしながら、大学
を動かそうとしている人たちにとっては、これは
重大関心事でありまして、押しつけられた改革で
あらうが、自分らが自発的にやった改革であらう
が、何らかの方法でよい方向に持っていくたいと
努力しているのがうかがえる状況でございます。
さて、目をヨーロッパ全体に転じてみると、
ヨーロッパは現在、御存じのように、ヨーロッパ
連合、EUを形成しておるんですが、そこの中
で、各国の教育制度が非常にまちまちです。例え
ば、三年で学部を終えるところもあるし、そうで
ないところもあります。そういう教育制度につ
いて、できるだけ共通化を図ろう、基準を同一に
しようという方向の議論がありまして、これが一
九九九年にボローニャに集まつた大学関係者の会
議でまとまって、ボローニャ宣言という形で報告
が出ております。これはもう御存じの方が多いと
思います。

このボローニャ宣言を読んで、またその背景を
考えてみると、大きな改革の流れ、グローバル
な改革の流れの中でブロック化というのが起つ
ていることがわかるんですね。ブロック化した中
では共通性を保とう、協調していく、そしてそ
のブロックの外に対しては大きな競争力を持と
う、そういう意図がうかがえるわけですね。

それで、これは現在やっている話でも何でもな
いんです、が、東アジア地域でもこのブロック化に
よる共通基準化、標準化というようなことを私は
早急に検討すべきではないかと。例えば、日中韓
ぐらいで高等教育関係者が集まつてこういう議論
をすべきなんぢゃないか、一部やっている方もい
るとは思いますが、そういうふうに感じております。
国際的な高等教育のマーケットシェアというう
のがそいついた形で、ブロック化であれ個別であ
れ、争奪戦が起こっているわけですが、例えばの
話でいいますと、中国で伺いましたと、既にアメリ

カ、イギリス、オーストラリアの大学関係が参入してきておりまして、そちらの方に相当数の学生が流れていっているということを聞いております。これは事実として聞いております。

日本でも、皆さん御存じのように、アメリカの大学が学生募集に来ておりまして、特に大学院の学生に対する説明会などが東京で行われております。学部を出た学生がかなりアメリカの大学に行っている。もちろん、高校を出た学生がアメリカの大学にも行っている。しかも、優秀な方の学生が行っているというのは非常に憂慮すべきことではないかと我々は思っております。

私はここで、高等教育のマーケットとかなんとか、そういう俗な言葉を使っておりますので、非常に批判されるかもしれません、ただ、私がここで申し上げたいのは、こういった世界的な状況を、好きとか嫌いとか、いいとか悪いとか、そういうことを言うんじゃなくて、現在そんなんによ、事実だ、その事実を直視しましょうと言っているだけです。事実を直視した上でどう乗り切っていくかというのを考えればいいんだというふうに考えております。

さて、その事実を直視した上で、我々はどうしていくかというのを考えてみると、日本は既にキャッチアップの時代は終わっていると私は認識しております。それで、フロントランナーの時代に入っています。では、フロントランナーとして何をすればいいか。キャッチアップの時代は、フロントランナーという目標があつて、それを追いかければよかつたんですが、フロントランナーになれば前はありません。では、何に向かって走るのか。それは、自分で目標を決めて走っていくわけですね。そのためには独創性が必要です。リーダーシップが必要です。そういう人材が今欠如していると私は思っております。

これから日本の日本に必要な人材を育てるために、大学が特色あるカリキュラムを用意して、そういう人材を育てるようしなければならない。変わらなければならぬ。だから、大学が

変わつていくというのは必然でありまして、特に
国立大学は、ぬるま湯と言つては語弊を生むかも
しませんが、今までのようだ形でやつていては
いけないのではないか。我々は新しい展開をすべ
きであろうと考えております。そういう時代に、
国立大学を変えていく上で、この国立大学法人法
案というものは時宜を得たものではないかといふ
うに私は考えたわけで、それで賛成の立場をとつ
てゐるわけでござります。

次に、大学の運営について話を移させていただ
きます。

大学の運営について考えてみると、これまで
国立大学は、国からすべてのお金をもらつて、そ
れをどういうふうに使うかということだけが問題
でした。したがいまして、大学経営という観点は
欠けていたと言わざるを得ません。大学を運営す
る上で国立大学の場合、完全なボトムアップ方
式で十分やっていけたわけです。したがいまし
て、学長の役割というのは、各部局の教授会から
上がつてくる案件を取りまとめて、取りまとめた
上でそれを実施するという役割だけを担つていた
わけで、大学をうまく経営していくという役割は
比較的弱かつたんですね。

今後、国立大学法人法案で述べられているよう
な大学運営の形態に移つていくとすれば、トップ
ダウンの方式が幾らか強くなつてくると思いま
す。私は、トップダウンそのものについては幾ら
かの疑念を抱いております。トップダウンだけで
はだめであろう。偉大な企業などを眺めておりま
すと、明らかに、最近の傾向は完全なトップダウ
ンではないんですね。トップダウンにうまくボ
トムアップの味を加えた新しい形をとろうとされ
ているのが伺えます。このトップダウンとボトム
アップの両方がうまくミックスしたような運営形
態を今後大学にも取り入れていく必要があると考
えております。

では、どういうふうにやっていくのか。まだ
はつきりしたアイデアを私自身持つてゐるわけ
じゃありませんが、やはり、個々の大学を運営し

ていく基本的な理念を明確にすること、そしてそれが明確にした理念を堅持しながら、向かっていくべき到達目標をはっきりさせること、その大学の到達目標に向けてすべての教職員を導いていくのが学長の役割であろうと思つております。その上で学長は意見を十分に聞いて回つて、そして大学全体が成長する組織となるようにしていくべきであるうと考えております。

このよつた考え方方に立ちますと、やはり、今回の国立大学法人法案は、そういうことができる余地を残してくれていると私は判断して、これに賛成の立場をとっているわけでございます。

さて、時間があつませんので、最後、基礎的な学問分野について簡単に申し上げたいと思います。

大学が果たすべき使命というのは、知的文化の継承であつて、創造であつて、そして活用です。このことを別の言葉で言えば、教育、研究、社会貢献と言つともできると思います。大学は、この三つの柱の上に乗っかってやつていくんだといふふうに考えますが、国立大学を法人化して市場原理を導入して経営合理化が図られれば、すぐには役に立ちにくい基礎的な学問が衰退するというような危惧の念がしばしば表明されております。私もよくわかつております。そういう危惧は全くないわけではございません。

基礎的な学問というのは、確かに、長期にわたりて継続的にかつ地道に続けることが必要で、ややもすれば、実用に重点が置かれる場合は無視されやすい部分であります。経営の効率という点からは無視されてしまいやすい。だから、これは守つていかなければならぬといふ論理が成り立つわけで、私もその意見には賛成ですけれども、ただ、そのためには法律をつくるとか、組織をつくって守るとかいうことではなくて、これはむしろ、ある自由度を残した中で学長が見識を持って守るべきものではないかというふうに考えております。

要するに、実地でこれは守つていけばいいのではないか。それを守れないような学長の大学は衰退するんだ、そういうふうに考えるべきではないかと思っております。私がそれだけの実力を持つているかどうかは別としまして、考え方としてそ
うではないかというふうに思います。

ラヌスをとりながら、絶妙のバランスポイントの上に大学を運営していくということは、これから大学関係者に課せられた課題であろうと思つております。

どうも御清聴ありがとうございました。（拍手）

○古屋委員長　牟田参考人、ありがとうございました。

ふうに思います。
こここの部分の解決は極めて難しい問題だらうと
いうふうに思いますが、さらに、この結果どう
いうことが起きるかというと、今度の法案によつて
て、今までも国立大学に対する文部科学省の管
理、権限というのは極めて強いものがありまし

持てるチャンスを得ながら、みすみすそれを使
なかつたというか、実現しなかつた。それで、
まだに国家機関として法人格は持てない。法人格
が持てないというのはいろいろな問題がある。
が知らないこともたくさんあると思ひますけれど
も、ともかく自分の力でもって自分の大学を運

そこで、そういう基礎的な学問をきちんと守つて、大学の根幹、特に国立大学の根幹である基礎的ですぐには役に立たないかもしれない学問を

した。
次に、山岸参考人にお願いをいたします。
○山岸参考人 山岸駿介と申します。

た、しかし、場合によつてはそれ以上の強さを持つかもしれないという印象を得ます。これは、実際に文部科学省がどんな行政的な運営措置を講じるか、いろいろな関係者によるまことに

嘗していいくことなんだと思います。
御承知のように、独法化に反対しますと国立
学に戻ってしまうんですが、この国立大学は、い
う考へて、私は大学として自立して組織ではな

守っていくことを学長がやれるような余地をきちんと残した法案にしていただきたい。現在の国立大学法人法案の範囲内であれば、私はその後の省令等できちんととしていただければ守れるのではないかと判断しております。

時間の関係もござりますので、さきなりでございます。
国立大学法人法案についての問題点、これは
多々あると思います。これまでも私は、傍聴はしま
ておりますが、本論に入らせていただきます。
は国会図書館のホームページで見ましたし、さら
に、前回の参考人意見もレジュメ等を抄読いたし
まして、大体そこで問題にされていることは、や
はりそれぞれの理由があることだと思います。た
だ、ここで私はいろいろな問題の中で二点に絞つ
て申し上げますれば、その最大の問題は、やは
り中期計画、中期目標にあるのではないかという
ふうに考えております。

これは、中期という言葉はともかくとして、こ

るかといふことと関係をもつことはあります。が、この不安というか心配というようなものはやはり残るであろうというふうに思います。

しかも、これは国立大学に限りません。今回の政府の構造改革によって、国立ももちろんそうですが、私立大学も含めて大学の設置認可ができるだけ外して、そして、完成した後のチェックを厳しくする、そのところでも大学の改革を図っていくんだというシステムは、考え方としては悪くものではなかつたのですが、その結果、私立学校法を改正し、さらに学校教育法を改正した結果出てきたものは、やはり大学セクターに対する行政権力の強さ、拡大というものは否めない事実だと思

は、財政権を完全に文部科学省に握られている。そこで、新しい組織一つつくるにしても、大学今まで全く自由にならなかつた。教養部改組にして、某旧帝国大学の教養部は、新しく学部をくることに成功しましたけれども、そのときのな任者、学部長が、自分の新しくつくる学部の名が十何回変わつた、すべて旧文部省との折衝の階で、きのう決まつたはずの名前がまたきょううようになつてゐる。それは、しかし、文部科学省の立場に立てば

ど、国費によつて運営されている責任を果たす必要があります。そのためには国策が反映される必要があるわけです。したがいまして、国策を反映する中期目標については、文部科学大臣の権限がありまして、かかるべきではないかと私は判断しております。

の目標、計画というものは、実は今始まつた話ではありませんで、何十年来です。私が知っている限りにおいても、何十年来大学に求められていて、やるべき事柄であった。それをすべて無視してきました。それで、やっと今回、この法案によって中期計画、中期目標というのが登場してきた。

いうふうに思います。これもどういうふうな運営結果になるか、今現在のところではわかりませんけれども、そういう問題が残ります。

理もない話でありまして、大学の設置者は文部省でありますから、それがけしからぬというとは多分言えないんだろうと思うんですね。そういうところに大学が安住していた神経がわからいというふうに私は申し上げます。

ですから、国立大学に戻ることが必ずしもい

もちろん、実際にこれを実施する面においては、文部科学大臣と大学関係者の間でやりとり、情報交換があつた上でできていくものだと思いま
すが、国策を提示するものとしては、文部科学大臣の権限内であろうというふうに考えておりま
す。

以上、いろいろなことを申し上げましたが、私
は、これから高等教育にも市場原理が持ち込まれ
ることはいたし方ない。しかしながら、市場原理
と大学が昔から持っているアカデミズム原理のバ

その意味においては、目標や計画を立てるということは決して悪いことではないと私は思っています。ただ、中期目標を大臣が定め、国立大学法人に提示する、さらに、大学法人は中期目標に基づき中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けるというところは、恐らく文部科学省の立場に立てば、「これは国家資金を管理する責任があるわけですから、やむを得ない」ということがあるんだろうと思うんですけども、ここは、大学と一緒にすることはやはり受け入れがたい一点なんだろうということ

えらぶできる権限というのは非常に強まってきたし、いうふうに解釈せざるを得ないのではないかと私は思っております。

それでは、独立行政法人法案に絶対反対なのを」というと、私は必ずしもそう思っておりません。なぜかと申しますと、この法案のメリットは何をもつておられるかと申しますと、この法案のメリットは、やはり大学が法人格を持っておられるということだと思います。そして、これはほんのジャーナリストも書いておったようですが、日本でいえば東京大学も、そうした法人格

を と か が が し
というふうには言えませんが、しかし、私はこのところで考えなければならないのは、実はここで御紹介したいのは、この法案ができるときたって急にいろいろな大学人の間でまた名前がるようになりましたけれども、元文部大臣であった永井道雄先生の労作の中に大学公社案というあります。これは、大学公社案とこの国立大法人案が似ているとか似ていないとか、そういうようなことを言いたいのではありません。ただぜひ注目していただきたいと私が願うことが一

あります。それは、どういうふうにしてそういう制度をつくるかという考え方であります。私は、大学紛争華やかなりし直前ぐらいたから永井先生の授業を受けまして、以後ずっと、亡くなまるまで師事していた者であります。そのときに「大学の可能性」という吉野作造賞を受賞した本に、これは東京工業大学の講義の一部でございましたけれども、挙げたところで、彼は、大学公社案を提案するに当たってのやり方を書いています。

永井は、なぜ日本の教育制度の改革というのは、現行制度をすべて破棄して新しい制度にしないといけないのかと聞いてるんですね、疑問を呈している。それで、明治以降、日本の教育史の特色は、中央集権的な画一性にあつた、これはだれでもが言うことありますけれども、行き詰まる新規制度をつくり、これまでと同じようにまた画一的に新しくつくり直した制度を実施する。変わらぬのは、画一的に物事を実施するという行政のシステムであります。そうしたようなやり方からもう一度脱皮すべき時期に来ているのではないかというのが私の考え方であり、永井は二十年前にそういうことを言っておりましたけれども、彼の言は入れられませんでした。ほとんど大学の人からも問題にされなかつたと思ひます。私は改めて、不肖の弟子ではありますけれども、ここで皆様方に訴えたい。

そして、永井はこうも申しております。二つ以上の中が並列、競争することこそ大学にとって最も重要なものではないかと。大学公社がいい、独法化がいいというふうに思つた大学は手を挙げればよろしいじやございませんか。どうしても国立大学として残りたいという大学は残してやつていけないことではない、そういうふうに私は考えます。

とりわけ、教育制度というのは、結果がすぐに出にくいものであります。どうしても政治的対立せざるを得ない、そういう宿命を背負つているものだと思います。であれば、なおのことです。実験が許されない制度であります。梓とい

うことはできても、それがどのよう運営されるかというのは、実際にやってみなければわからないうことがあります。それならば、二つ並行に走らせてやらせてみたらどうかというのが考え方です。

私がこう申し上げるのは、永井の論文を利用し、適切に申し上げているわけではありませんで、行政改革会議の事務局長をされている水野清先生も、かつて、東大、京大だけを独立行政法人化してはどうかというようなことを、アドバルーンを打ち上げられたことがあります。これは、文部省の反対もありまして消えましたが、この考え方は、国立大学と独立行政法人東京大学というものがあるという考え方だと思うのです。二つの制度が並走するということだろうというふうに思っています。

こういう事柄からして、私は、この問題、国立大学として残しておいても、やはり大学の自治、大学の自由は自分の力でもって自分をコントロールすることですから、財政権も握らなければならぬだろうと思ひます、事務職員の人事権も学長になればおかしいと思います。その二つを文部省の自由に取り上げられている制度といふのが適切だとは私は思ひません。ですから、国立大学制度も変えるべきだと思いますけれども、差し当たっては、こういうような二つの事柄を行して走らせるということは悪いことではないんではないかと。

それと、もう一つ、ぜひ考えてほしいというふうに訴えたいのは、私はやはり異常ではないかと。私は、三十八年間新聞記者をやっておりまして、地方紙と全国紙の二つをまたがりまして、ほとんどの大半を教育担当記者として過ごしておりました。今は、高等教育をフィールドとして、この七年間評論とかルポルタージュを書いてきております。今は、高等教育を書いてきておりますが、國立大学法人法案についてマスメディアのこの無関心ぶりはいかがなものですか、皆さ

は確かにべた記事で出ますけれども、事柄の重要性というようなものをわかりやすく、対論の形で何でもいいですけれども、あるいは、詳しい説明で連載で本格的に書く、「この法案のやり方によって国立大学は期待されるほど変わるのかどうなのか、あるいは変われないのかどうなのか、どっちでもいいんです、私は答えはどっちでも構わないんですけど、そういうことは一切ない。ですから、国民ではない。この情報化社会においてマスメディアが報道しないものは存在しないと私は学生たちに教えております。残念なことですが、そういうことなんです。

さらに、もう一つ。つまり、それは何かというと、マスメディアと国民はこの法案の事柄について、何も知らないというか、非常に無関心というような感じで見ておるんだろうと思います。それから、もう一つ。これは、無関心は通り越して、もう一つ。つまり、それは何かというと、マスメディアと国民はこの法案の事柄について、何も知らないというか、非常に無関心というような感じで見ておるんだろうと思います。

それから、もう一つ。これは、無関心は通り越して、もう一つ。これは、無関心は通り越して、もう一つ。つまり、それは何かというと、マスメディアと国民はこの法案の事柄について、何も知らないというか、非常に無関心というような感じで見ておるんだろうと思います。

私立大学にも二つあります。今度の二十一世紀COEでもって、私立大学は、大手の私立大学は健闘しました。国家の税金をじやぶじやぶ使って運営できていた国立大学よりも私立大学はOIEの成績がよかったということは、国立大学の存在理由を疑わせるに足るものだと私は書きましたけれども、それだけで結論が出る話ではありませんが、相当頑張った。しかし、そういう大学は何を訴えているかというと、国立大学と同じような教育研究費を我々の方にも回してくれればもっとやれるんだという意識であります。これに対し、我々は何も答えておりません。

もう一つは、残念なことに、日本の大学は何十となく倒産するというふうに言われております。これもやはり教育関係者にとって重要な話でございます。

委員会や何かでこういう審議に入るということ

事実、倒産した大学で、事実上最後に近い形の

理事会が開かれ何の方針も出せなかつた晩、この大学の財務担当の事務局長が自殺した。私は、実はその一週間前に、その財務担当事務局長、四十年間実直に銀行に勤めていたバンカーに、三時間にわたってインタビューをして、実際に走らせてやらせてみたらどうかというのが考え方です。

私がこう申し上げるのは、永井の論文を利用し、適切に申し上げているわけではありませんで、行政改革会議の事務局長をされている水野清先生も、かつて、東大、京大だけを独立行政法人化してはどうかというようなことを、アドバルーンを打ち上げられたことがあります。これは、文部省の反対もありまして消えましたが、この考え方は、国立大学と独立行政法人東京大学というものがあるという考え方だと思うのです。二つの制度が並走するということだらうというふうに思っています。

こういう事柄からして、私は、この問題、国立大学として残しておいても、やはり大学の自治、大学の自由は自分の力でもって自分をコントロールすることですから、財政権も握らなければならぬだろうと思ひます、事務職員の人事権も学長になればおかしいと思います。その二つを文部省の自由に取り上げられている制度といふのが適切だとは私は思ひません。ですから、国立大学制度も変えるべきだと思いますけれども、差し当たっては、こういうような二つの事柄を行して走らせるということは悪いことではないんではないかと。

それと、もう一つ、ぜひ考えてほしいというふうに訴えたいのは、私はやはり異常ではないかと。私は、三十八年間新聞記者をやっておりまして、ほとんどの大半を教育担当記者として過ごしておりました。今は、高等教育をフィールドとして、この七年間評論とかルポルタージュを書いてきております。今は、高等教育を書いてきておりますが、國立大学法人法案についてマスメディアのこの無関心ぶりはいかがなものですか、皆さ

は、実はその一週間前に、その財務担当事務局長、四十年間実直に銀行に勤めていたバンカーに、三時間にわたってインタビューをして、実際に走らせてやらせてみたらどうかというのが考え方です。

私がこう申し上げるのは、永井の論文を利用し、順次これを許します。森岡正宏君。

○森岡委員 私は、自由民主党の森岡正宏と申します。

ただいま、四人の参考人の皆さん方から貴重な御意見をお聞かせいただきまして、本当にあり

がとうござります。賛成論、反対論、半ば賛成と
いう、いろいろなお話があつたわけでございま
す。今回の法人化法案、国立大学に競争の原理を
取り入れる、そして、それによつて個性豊かな大
学づくりができる、そんなことで活性化が図られ
ていくんじゃないかな、高等教育がレベルアップす
るんじやないかと私は大変評価しつつも、しか
し、これまで当委員会でもいろいろな点が御指摘
ございましたし、きょうも参考人の皆さん方から
いろいろな御意見があつた。そんなことで、運用
についてはいろいろ考えていかなければいけない
点もあるんだなと思うながら聞かせていただきた
わけでございまして、そんな思いをしながら質問
をさせていただきたいと思います。

私は、まず初めに、牟田参考人にお尋ねしたい
と思ひます。

ておりますが、その中で、今御指摘いただいた、法人化というものが地方にある大学にとって不利な点が多いのかどうかということござりますけれども、これはやはり運用の問題にかなり帰する部分があると私は考えております。法人化 자체がいいか悪いかということは言えないと思っております。

いてはいろいろあると思いますが、私は、今後、二十一世紀の半ばに向けて、学生たちがこれまで大都会の大学へ大学へと行った時代、これはそろそろ終わりを告げるころではないかと思っております。むしろ内容次第、どの大学に行けばこういうことをちゃんと勉強できるぞ、どの大学に行けばノーベル賞がとれるぞ、そういうことの方が大事な要素になってきて、地方であろうが中央であろうが、そういうことを目指して大学へ学生は入ってくるようになる時代が来るでしょうから、だから、中央の大学がこれまで果たしてきた役割とは違った役割を地方の大学は果たすべきであると思います。

それからもう一つは、地方の大学からの希望としては、中央の大学は大学院の定員を余りにふやさないで、地方の大学と同程度にして、そし

究の重要性が損なわれないだろうかということをお心配しておられるようございました。つまり、十年以上も長いスパンで研究しなければならないような基礎的な研究がおろそかにされ、六年という中期計画、これが義務づけられるのですから、目標達成度を評価して、それがすぐ予算お金につながっていくことだけに、だんだんズパンの短い研究にシフトしていくんじゃないかなという懸念を持つんだということをおおっしゃついたわけでございます。

先ほど、牟田参考人はこのことについてお触れになつたわけでござりますが、この点の評価についてどんなふうにお考えになっているのか、牟田参考人と山野井参考人にも、このことについて御意見をお伺いしたいと思います。

広島大学では、牟田学長さんの陣頭指揮のもと、精力的に今法人化に向けた準備を進めておられます。長期ビジョンの策定とかユニバーシティ・アイデンティティなんというような活動を取り組んでおられる、そして世界トップレベルの特色ある総合研究大学をつくるんだ、大変な意気込みを持つておられるということに私は敬意を表しているわけでございます。

まで広島大学でも、中央から我々の方へ大学院を目指して流れてきていた学生の流れが最近とまつたという印象を受けて、これは非常な危機感を持っています。これは法人化とは何の関係もございません。

今後、法人化したらそれが一層加速するかどうか。これはむしろ、我々の努力次第であって、こういう状況を逆転する引き金として使うことは私

○森岡委員　ありがとうございます。
先日私は、私の選挙区、奈良でございました。
すが、奈良には、国立奈良女子大学、国立の教養
大学、また国立の高専、そして奈良先端科学技術大
学等にしていった方が、むしろ日本全体の發展
につながるのではないかというふうに考えておいた
ます。

基礎的な学問については、私も先ほど触れましたけれども、これが衰退しないようにしていくこと、これは、法人化した後も国立大学に課せられた重大な使命だと考えております。

そのときに、今おっしゃった中期目標、中期計画という六年単位のもので評価が加えられて、そしてその短期的な評価で予算配分という査定についておげられると、基礎的な学問という長期スパンで

広島大学、我が国有数の規模と伝統を誇る地方大学でございます。それでありますだけに、この大学でござります。じやないかというような意見も一部にあるわけでござりますけれども、この点をどう考えておられるのか、また、その前提として、地方の国立大学の役割、これについてどういうお考えをお持ちなのか、まずお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

は可能じゃないかと。それはどうしてかといいますと、法人化することによってかなり、カリキュラム上の自由度とか、そういういろいろな自由度が出てきます。それから、産学連携等々、特色を出すことができます。そういう特色を打ち出して、そして皆さんにわかつてもらえば、むしろ受験生諸君はその点に目をつけて、地方の大学にも目を向けて、やってくるようになるであろうというふうに

大学院大学というのがござりますが、この先端大
の鳥居学長先生に、法人化になつたらどんなこと
になるでしょうねというお話を聞く機会がござい
ました。

この方のお名前を出していいのかどうか、私、
別に許可をいただいているわけじゃございません
のですけれども、このときに、鳥居学長は、この
法案は大変よくできているということを評価して
おられました。ところが、そういう前提を置きな
ました。

地道にやっていくようなものは浮かび上がりがれないんじやないかという御心配、これは大変ありがた御心配だと思いますが、私は、これはむしろ学側の戦略の問題ではないかというふうに考へておるのです。

○牟田参考人　お答えさせていただきます。
私たち、法人化に向けていろいろと準備を進め
るが、その長期ビジョン、ユニバーシティ・アイ
デンティティの試み等々、多分ホームページでこ
ら聞いたいたいんだと思いまます。評議してい
たいてどうもありがとうございます。

考えております。
したがいまして、私のお答えは、法人化そのものの、法人化という制度そのものは地方の大学にとって有利か不利かということ、どちらとも言えないと、使い方次第であるということですございます。
このときに、地方の大学が果たすべき役割について

がらも、あえて懸念すれば二つあるんだ、こんなふうにおっしゃったんですね。

第一は、先ほど牟田参考人から御指摘がございましたけれども、基礎的な学問分野についてのことでございました。高等教育機関、特に国立であることの大変な使命として、基礎的、基盤的な研究

一つの分野すべてのものを我々はオープンにすること、それについて評価が加わりますが、その評価の結果大学に来る予算、運営費交付金といふのは、これは全体として来るわけです。それをどう配分するかは、むしろそこそこ学長の見識によるわけですね。そのときに学長が、先ほど申し

上げましたような判断をもしすれば、そうすれば、大学の共通経費としてリザーブした分から、基礎的な、基盤的な分野へきちんと配分すればいいわけです。

それからもう一つは、研究面では、外部資金をこれからたくさんとつてこないとやっていけなくなると思うんですね。外部資金というのは、科研費とかなんとか、公的資金も含めたものですがれども、そういう外部資金をたくさんとつてくるときには、御存じのようにオーバーヘッドというのができます。オーバーヘッドは、現在では科研費では三割となつております。将来的にはこれはふえる可能性もあるし、どうなるかわかりませんが、それがつく範囲も広がってくると思うんですね。このオーバーヘッドというのは、大学の自由裁量で使える部分です。これを大学当局が全部取り上げてしまふことはできないにせよ、例えば、半分は当該研究者が光熱費等に使って、残りの半分を大学全体に使いましょうねという話し合いをすればいいわけです。そうしますと、それを集めますと結構大きなお金になります。

費と外部資金を五十億ぐらいとつておりまして、そのうちオーバーヘッドがついているのはまだ一部ですけれども、数億のオーバーヘッドが確保されております。この数億のオーバーヘッドのうち半分を使えば、結構基礎的な学問分野を助けることは可能なんです。

基盤的な学問分野というのは、長期的スパンでやる必要があると同時に、そんなに、例えばある一つのグループがすぐに二億も三億も要求するようなものは余りないんですよ。だから、そういうところに小規模ながらきちんと予算を配分しておけば十分やっていける。だから、これは大学の戦略としてやれば十分克服することは可能だというのが私のお答えでございます。

○山野田参考人 汝答え申し上げます。

だからといってそれを軽んずるつもりは全くございません。

もしこれが衰退といいますか、今おっしゃるような危惧があるとすれば、これは一つあって、一つは評価の問題、それからもう一つは、その大学のマネジャーといいますか学長さんの考え方、この二つだと思います。

なものが高い評価を受けて、こういう研究がおろそかになるということのないように、恐らく評価を分けなきゃいけないんじゃないかな。同じ評価で、同じ基準でこれを両方評価することは多分難しいと思います。私どもの考え方としては、これはこれで大事なんで、ただし、この分野に競争がないということはあり得ないんですね、国際的に見れば当然激しい競争場裏にありますから、それはそれでやるのですが、同じ評価体系であることに問題があるんじやないか。きちっとした評価が必要である。

それから、あとは、もし少なくなるような危惧

かかるのであれば、やはり大学のお考観、これら
のまさに法人化の大きな特徴ですけれども、そ
こできちつと主張していくことによって、
私はそうならないんじやないかというふうに思つ
ております。

○森岡委員 今、評価のお話でございましたけれども、先ほど申し上げました奈良先端の鳥居学長の第二の懸念が、評価が多くなることによってコストパフォーマンスが悪くなるんじゃないかということを心配しておられました。この点について、これも牟田参考人にお伺いしたいわけでござります。

それともう一つ、奈良先端のことばかり申し上げて恐縮なんですが、位置が、山一つ越えたら大阪市というところの生駒市に位置しているんですね。そんなことから都市手当のことを心配しておられたのです。大阪市は一〇%、山一つ越えた生駒市は三%、こんなことで、非公務員型と

いう形にはなりますけれども、公務員制度がそのままに残つて、給与はそういう形で積算される。そんなことから、地方の大学はますます不利にならんじやないかなということを心配しておられたわけでござります。都会の大学に言わせると、いや、それは物価が高いから当然じゃないかといふ話にもなるのでしようけれども、この辺、財政的なことでござりますけれども、非常に難しいなどいうふうに思うわけでござります。

私は、広島の状況をよくわからないのですが、この点について御感想があればちょっとお聞かせください。

○牟田参考人 第一点の評価の問題ですけれども、確かに、文部科学省の中にできる評価委員会と、それから第三者評価機構、学位授与機構ですね、そこにできる評価機構と、それからさらに屋上屋を重ねて、総務省の中にも評価機構ができる。この三つが寄つたかって評価をするという構造になつていまして、大変不経済だとおっしゃる点はよくわかりますし、僕もそういう印象を持たないと言つたらうそになります。

ただ、現在説明されていることを聞きますと納得できる部分もありまして、文部科学省の中にできる評価委員会は主として経営面を評価するんだ、全体としての経営を評価するんだ、学位授与と、第三者評価機構の方では教育研究を評価するんだ、これを尊重しながら文科省の委員会が全体の評価をするんだということですから、それはそれで納得できます。ただ、そのためにわざわざ二つでやらなければならぬかどうかと言われますと、僕もそこについては何とも言えません。

この上に総務省がまたなぜやるんだと。これも私はちょっと、個人的には意見もありますが、やはり文科省の委員会でやつた評価をさらにチェックするという機構也要るでしょう。その評価したこと自体が無批判のままで実行される、査定にながつっていくというのはフェアじゃないではないか。そうなると、やはりその上のダブルチェックがあつてもいいのかなという程度でございまし

て、これは余り明快な答えはできません。

それから、もう一つの手当の件でござりますけれども、実は広島大學も、広島市内ではなくて、東広島市というすぐ隣の小都市の中にあります。たためにこの手当は大幅に減っております。そういうわけで、不公平である、実際要る費用も、また通勤に要する費用などもほとんど変わらないし、むしろ余計かかっているんだから、フェアでないのではないかという御意見はわからないでもないのですが、やはり東京、大阪に住んでおられる研究者の方々はそれなりに大変な、住環境等々も悪いようですし、これについて、我々としては是正すべきであるとまではちょっと言い切れれないなというふうに感じております。

○森岡委員 どうもありがとうございました。

時間が参りましたので、終わらせていただきます。

○古屋委員長 牧野聖修君。

○牧野(聖)委員 民主党的牧野聖修といいます。参考人の皆さんには、大変お忙しいところ国会までお越しいただきまして、実にいい御意見をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。この法案の審議に当たりまして、皆さんの意見を本当に心から参考にさせていただきたい、いい結論が出るように努力していきたい、こういうふうに思つております。ありがとうございます。

それぞれの参考人の皆さんからはそれぞれの立場での見識、参考意見を聞かせていただいたわけですが、この法案が出されましたその目的は、大学人のための法案ではなく、産業界そのための法案でもないと思っております。これはあくまでも国民のために法案が出されているわけでありまして、この出されました法案の第一条に、「国民の要請にこたえる」と「目的」の中にはありますね。

大変素朴な質問で恐縮でございますが、それぞれの参考人に、この大学改革を求めての国民の要

請とは一体何なのか、そういうことをどういうふうに認識されておるのか、まず最初にお聞かせをいただきたいと思います。

○古屋委員長 全員ですか。

○牧野(聖)委員 全員。

○古屋委員長 はい。それでは、まず山野井参考人。

○山野井参考人 お答えを申し上げます。

やはり我が国が世界で尊敬を受ける、名実ともに尊敬を受ける国になるためには、大学、特に国立大学の役割というのは極めて大事でありまして、そういう面からいうと、例えば、先ほど申し上げたように、経済界から見れば競争力上問題がありますし、人材の問題についても問題があります。ですから、非常に大胆な面がござりますけれども、今回のこういうドラスチックな改革を契機として、運営上いろいろ問題があることはよくわかりますけれどもそれを乗り切っていくというのが、国民の全体の負託にこたえる一番大きなボイントなんじゃないか、こういうふうに私どもは考えております。

○田中参考人 大学の役割というのは、教育、研究、社会貢献でございますが、もう一つこれに加えて、社会に対して、社会から少し離れたところから社会の行く末をきちんと示し、警鐘を鳴らす

という役割が一つあると思います。
その際にどんな視点が必要かというと、恐らく短期的な視点だけではなくて、長期的に未来を見らんだけではなくて、長期的に未来を見た上で、そしてまた日本国を見た上で、しかも、短期的なことだけではなくて、長期的な視点で見な意味で国際社会が大きな変化をしておりますが、そういった国際社会あるいは地球全体を見た上で、そしてまた日本国を見た上で、しかも、短期的なことだけではなくて、長期的な視点で見て、この国がいかにあるべきかを考え、それに対応した形で大学はきちんとやっていく、そういう

ことが大変大事でないか、そんなふうに思うわけです。

独立行政法人につきましては、国際競争力の問題いろいろあります、短期的な視点だけでは決してよくないであろう。つまり、長期的な視点が非常に大事であって、それも国際的な視野での長期的視点が大事ではなかろうか、そんなふうに私は思います。

以上です。

○牟田参考人 国民の要請とは何かということですが、もちろん、国民がそれぞれの国立大学に対してどういうことを望んでいるか、それに対して国立大学がどうこたえていくかということは、各大学がやっていることでございます。ですが、この法案の中述べられているという趣旨から考えますと、それは、国民全体の最大公約数が希望することを国としてどうやっていくかということだ

るうと私は思います。

そうしますと、これは国が、それこそ国会で皆さんが御議論になつて、そうして、どういうことが國民が望むことであると判断されたことを、それを例え中期目標等に反映させて、そして法人となつた国立大学がそれを受けとめて、国民の要請にこたえていくといふことが必要になつてくる

立大学は授業料の安い大学なんだという認識で終わってしまうんではないか。それだけでは余りにも国立大学がかわいそうでありまして、そのためにも、やはりこの際、国立大学の存在理由と、我々が国の税金でバックアップしなければならないということを、私立大学も含めて広く国民に納得させることができる答案を書くべきではないか

立大学は授業料の安い大学なんだという認識で終わってしまうんではないか。それだけでは余りにも国立大学がかわいそうでありまして、そのためにも、やはりこの際、国立大学の存在理由と、我々が国の税金でバックアップしなければならない

す。ですから、これはやはり僕はないと思つていません、国立大学の定義は、それが苦しいところです。

ですから、これを機会に、国立大学とは何かということを、私立大学の人たちが納得するようなことが今まで以上に強くなるという感じを受けてきたんです。ですから、今、私は、この法案についての疑問を持つております。

その趣旨は、先ほど来問題になっているよう

に、中期目標、中期計画の策定と認可のその関係、それから、評価の機関の委員が、どなたが

になって、どういう基準で、それからどういうふうに僕は思います。そうすれば、私立大学が国

立大学になりたいとは言わないと思います。しか

し、納得できない形での国立大学の存在、それを

ひたすら産業基盤の整備とか高度の研究能力だけでもつて持つていても、それはそれでそういう

やり方はあり得ると僕は思いますけれども、それは、国立大学が広く国民から認知されるものにはならないんではないかというふうに考えておりま

す。

そういうことになりますと、ああ、そうか、

立大学は授業料の安い大学なんだという認識で終わってしまうんではないか。それだけでは余りにも国立大学がかわいそうでありまして、そのためにも、やはりこの際、国立大学の存在理由と、

我々が国の税金でバックアップしなければならない

とうふうに私は思つておりましたけれども、法案を読みましたら、文科省の衣の下によろいが見えてきて、読めば読むほど、やはり、コントロールといいますか、支配といいますか、そういうものが今まで以上に強くなるという感じを受けてきました。ですから、今、私は、この法案についての疑問を持つております。

その趣旨は、先ほど来問題になっているよう

に、中期目標、中期計画の策定と認可のその関

係、それから、評価の機関の委員が、どなたが

になって、どういう基準で、それからどういうふうにこれからやつていくかというのが、この法案をこれだけ審議している中にもいまだに見えてこないんです。知っている人がいたら答えてほしいんですね。

されども、我々議会人としてはまだ聞いていません。それで、その法案を審議しようというのはどうだ

い無理なんだ、僕はそう思つてますね。それから、その評価によって運営交付金の多寡が左

右されるということになつてくるわけですよ。

では、どなたがどういうふうに審議をして、ど

ういう基準でそれを決めてやつていくのか、この

時点でいまにわからぬ。その現実の中でこの

法案を審議しているということを、簡単にお答えください。四人の参考人、どう思われますか。

ありがとうございます。確かに、その評価によって運営交付金の多寡が左右されるということになつてくるわけですよ。

では、どなたがどういうふうに審議をして、ど

ういう基準でそれを決めてやつていくのか、この

時点でいまにわからぬ。その現実の中でこの

法案を審議しているということを、簡単にお答えください。

私の個人的考え方としては、閉鎖社会の中で

あつた大学が自由競争の荒波の中出でていって、

ある程度の効率を求めてそういう新しい時代に対応していくということはこれまた必要だろう、でも、哲学や宗教や倫理だと芸術だと、そういった効率でははかれない学問の分野も今まで以

てやはり充実させて、学の独立は守つていかなければいけないだろう、そういう考え方を持っておりまして、今度の法案を見ました。

文科省からある程度独立して、自由裁量、自主的に新しい境地でもつてエネルギーにできる

問題は、ポジティブの方は別として、ネガティ

ブはどうとらえるかという話だと思います。

○山野井参考人 わかりました。

○古屋委員長 全員ですね。

私は、こういう場合に使われる言葉だから云々

ということでおっしゃったような答えをするのはやはりいけないことだというふうに思いました、多

少前に申し上げたものと関連させて申し上げます

が、そういう場合は必ずしもそれが資本主義システムそのものの存在価値が再検討されておるわけでありまして、いろいろな意味で国際社会が大きな変化をしておりますが、そういった国際社会あるいは地球全体を見た上で、そしてまた日本国を見た上で、しかも、短

期的な視点だけではなくて、長期的な視点で見て、この国がいかにあるべきかを考え、それに対応した形で大学はきちんとやっていく、そういう

文科省さんが非常に……(牧野聖)委員「簡単にお願いします」と呼ぶ)はい。

というふうになりますと、これは、こここの法案で言っている多様化とか個性化とは逆に、一つのフィルターを持つて判断することになりますから、そうすると、私どもの、ささやかではござりますが、日本経団連でやっておりますアンケートの中身、あれじや困るよ、こうしたいと申し上げたことがいつまでも変わらない。

あるいは、もっとひどくなつて、これはもうとても国立大学法人の大学にはお金は出せないとか、あるいは、新しい学生はむしろ日本人じゃなくて外国から持ってきた方がいいんじゃないのか、こういうことになれば、一体それは、法案はいいわけですが、どこが違うんだということが明確に出てきますので、そういうたワオッちの体制がありますので、私どもは、リスクがあることはわかりますけれども、これを乗り切らなきゃいけない。世界がどんどん動いていますから、このままのですから、あえてそれを乗り切つて、いきたい、こういうことでござります。

○田中参考人 私、先ほど申し上げましたとおり、この国立大学法人法案のエンジンの部分というのが、中期目標を文科省が決めて、それに計画を持って、それを認可してもらう、しかも、それに基づいて仕事をし、成績評価をして、あと、予算配分までそれが決めてしまつて、一つの大きなエンジンなわけですね。これが基本なわけですよ。

そういたしますと、やはり、評価の基準の部分がどうなつているかというのがないと、これ全体に対する我々の評価はできないわけでありまして、今御質問にありましたように、こういうことはあってはならないことではないか、そんなふうに思つております。

○牟田参考人 文科省のコントロールが強まるのではないかという危惧を持つていらっしゃるの

は、よくわかります。

それで、中期目標、計画については、先ほどから申し上げておりますように、やはり、国立大学法人をつくるんだ、この原点に立ち返れば、国の中身、あれじや困るよ、こうしたいと申し上げたことがいつまでも変わらない。

ある意味で文部科学大臣の意見がある程度反映されると、それがいいであろうというふうに私は考えます。それから、中期計画については、これは各大

学が出していくものでありまして、従来から概算要求として出していたもの、これと基本的には同様の考え方でいいのではないかと思っております。そういうわけで、文科省のコントロールがより強まるということは、この部分だけでは必ずしも言えないと思います。

それからもう一つ、評価についてですが、ここは、やりようによつては確かにコントロールが強まると思ひます。しかしながら、現在でも文部省は事前認可というのをやつておるわけですよ。それで、この認可で我々はどれほど苦労しているか。ある一つの組織をつくるうとしたら、もうすつたもんだ、五年ぐらい七転八倒の苦しみをしてやつと通してもらつ、そういうことをやつて、つくつてしまつたらもうこっちの勝ちだのよう

が、そういう格好になるのはむしろよくない。それよりは、認可の時点では割合たやすく認めてくれて、そのかわり、後、ちゃんと評価するよ、それで、評価した結果うまくやつてないんだつたらもう取り消すぞと言つてもらつた方がよっぽどいいのではないか。だから、評価の方がいいと私は考へます。

○山岸参考人 今、御質問でおつしやつたのと、私は認識が全く同じでございます。

つまり、評価は反対できない、評価を反対することはできなんですねけれども、評価がちゃんとやれるかといつたら、やれません。それは、私が取材をして、評価の専門家の何人にも会つて、皆

ならないということで突っ走るのか、あるいは中身がある程度わかるまで待つか、今の段階ではその答えしかできない。評価への反対のしようがないというところにつらいところがあります。

○牧野(聖)委員 本当はたくさん質問したかったんですけども、時短が短いから基礎的なことだけお聞かせいただいて、ありがとうございます。

一點だけ申し上げさせていただきますと、この前、大学人に私聞いたんです。学生が、あるいは研究員が主体的にこのテーマを勉強したいと言つたら、学校側で、それではいい評価が受けられない、お金がたくさんもらえないから、もっと近視眼的に、いい評価を受けやすいようなテーマにしろという力学が大学の中では働くんじゃないのかと言つたら、働くと言つたんです。僕は、働く、これが事実だと思います。経営者とか運営する人はそれを考へるでしょう。それは、学の独立とか

学問の神聖さというものを侵すことになる。この法を進めていくと、そういう事態が来ますよ。

だから、そういうことがないようになりたいということがでございました。

○古屋委員長 斎藤鉄夫君

○斎藤(鉄)委員 公明党の斎藤鉄夫でござります。

きょうはどうもありがとうございました。時間がありませんので、早速質問に入させていただきま

す。されども、まず最初に山野井参考人と牟田参考人に二つの質問をさせていただきますので、お願ひをいたします。

これまでの議論を通しまして、二つの大きな論点が浮かび上がっております。先ほどの牧野委員

の質問にもございましたとおり、一つが、中期目標、中期計画によって文科省の関与が強まるのではないかという点、それから二番目が、やはり評価、この評価が本当にできるのか。まさにこの二点が大きな論点として浮かび上がつてくると思

ます。

先ほど牧野委員も同じ質問をされましたけれども、山野井参考人と牟田参考人、この点につきまして、賛成の立場ということをご存じますので、詳しくお答えをいただきたいと思うんですけども、まず、中期目標、中期計画、これによつて文部省のいわゆるコントロールが強くなつて、我が意図するところ、要するに大学の独自性を行く可能性があるのではないかという点について、どうお考へになっているかという点。

それから、質問二の、特に学術評価、一応ピアレビューということにはなつておりますが、評価の難しさ、特に基礎研究、レンジの長い基礎的な研究についての評価は難しい。前回の参考人の中にも、そんな難しい評価だつたらしない方がまだいいという意見も研究者から出でおりましたが、この点についてのお考へ、より詳しくお聞かせ願えればと思います。

○山野井参考人 お答えを申し上げます。

まず最初の、中期目標及び中期計画を文科省さんが最終的に認可するというこの仕組みでござりますね。

私は、要するに自主性、自律性、それからその表裏一体にございます自己責任というものを強めていく以上は、しかも国のお金を使うわけでございますから、何のチェックもない形で存在するということはあり得ないと思います。そのチェックが、一つが計画であり、もう一つは評価なんですね。

確かに、先ほど陳述で申し上げましたように、考え方によつては非常に危険な部分があることは事実なんですねけれども、ウォッシュをする。つまり、文科省さんがもしそういうお考へでそれを運用しようとされれば、文科省さんのフィルターを通して評価観で、評価なり計画なりが認められたり、だめだつたり、こうしたことになりますね。

そうすると、先ほどちょっと申し上げましたけれども、この法案の一番いい点だと思うのは、学長

さんのリーダーシップのもとに個性化、多様化といふものを追求していくんだ。この形とは別な、ワンパターンの大学がだんだん出てくるということ

誇りとして、だからアメリカのバ

うるものを感じていいんだ。この形と別な
ワンパートナーの大学がだんだん出てくるというこ
とになりかねない。

そうすると、先ほど言いましたように、私ども
はそういうことは最悪だと考えておきますから、い
ろいろな形でこれをウオッちせざるを得なくなつ
てくるんですね。さっき言った、ささやかですが
が、私が今担当しております部会でも明確にその
答えが出てくるはずなんです。いつまでたっても

誇りとして、だからアメリカのバ
だ、こうはつきり言つているわけ
それで、アメリカができること
きないのか。これはあり得ないの
そのとおりやればいいかどうかは
も、そういう評価というのになれ
ら、試行錯誤があつて、最初は相
ということはあると思いますけれ
していい形になっていく、産業界
ります。

ちごとも変わらないじやないかといつたとき
体これは何が原因なんだと。明らかに原因がはつきりしてくると思うんですね。

そういうことが行われるかどうかということについては私は疑問がありまして、少なくとも、中で、そんなことをやっていたらどんどんおくれるだけございますから、私は、その危険性なしにまことにせしべ、こうよぶようじどうにい

○牛田参考人 中期目標、計画に
このかかると答えてござります
のコントロールが強まるのではな
配の点については、確かに目標は
出すものと法案に書いてあります
申し上げますように、これは国の
部分であるから、それは当然でし
す。

しかしながら実際は適用するの側からも情報提供をして、中期には、こうこうこういう配慮がうようなことは申し上げるわけで取った文科省側が、それも参考にされ、別にどう島で辛うじてはこ

それから 評価の問題でござりますか 外はな
申し上げましたように、いろいろな行動といいま
すかアクティビティーを、最終的にはトータルと
して評価するということになりますが、個々につ
いて全く同じ基準で評価することは私はできない

は、例えば広島大学についてにはこれが妥当ではないかという判断をしてしまって、相互情報交換がありませ
れほどこの点については心配して
それから、中期計画については

と思っています。

ら単年度の概算要求をしてきてい

今先生の御質問にござります基盤研究、これは大学にとって最も大事な研究活動の部分になりますが、それども、例えば、今、私はバイオ関係に多少関係がありますけれども、非常に有名なのは、アメリカのN.I.H.が大学に対し出しているファンド、これはファンドをもらつただけで大変な権威になりますが、それは物すごく厳密に、ピアレビューを含めて行われています。私は実際N.I.H.に行ってN.I.H.の担当官に聞きましたけれども、これは物すごいのですが、彼らははつきり

それが六年単位になつたという
ちょっと、非常に面食らつてゐる
話で、六年
は努力すればできる話で、六年
すことによつて、その年の概算要
景を持つてゐるかまで見えてくる
むしろいいのではないかと私は考
て、この点は、それほど個人的に
ません。

それからもう一点、評価につ
も、先ほどおっしゃつた学術評価

なぜ日本であります。
ありますて、別ですけれど
おりませんか
そこを起こす
も、必ず進化
そう信じてお
いて、文科省
かという御心
部科学大臣が
先ほどから私
策を反映する
ろうと考えま
るには、大學
標をつくると
要ですよとい
う中期目標
いう目標によ
しながら、で
して評価するのか、これは非常に難しい問題
で、現在大学の中でもいろいろな大学で教育評価
をどうやるかというのは大問題になつております。
たゞ、教育評価は難しいんです。教育評価とい
うのは、その方がどういういい授業をやつたか、
どういう学生を育てたか、そついたような総合
点で決まつてくるわけですね。それをだれがどう
やって評価するのか、これは非常に難しい問題
で、現在大学の中でもいろいろな大学で教育評価
をどうやるかというのは大問題になつております。
例えば、学生による授業評価、この先生の授業
はどうでしたかというのを学生にアンケート調査
して、それをもとに評価点を出すというやり方
あります。アメリカの大学等では現にそれをやっ
ているわけですね。それでそれが給料に反映した
りしているわけですが、それがそれでいいのかど
うか、その辺の教育評価こそ、もっと開発すべき
部分がたくさん残っていると思っております。
○齊藤(鉄)委員 ありがとうございました。
次に、田中参考人に御質問させていただきま
す。

学においても、皆さんからどの程度評価されるかは別として、随分大きな改革をしてまいりました。しかしながら、十分でないことは事実であります。

今からこれはさまざまな改革をしていかなきゃいかぬと思いますが、大学改革そのものというのではなくて、やはり大学の中から自主、自律でもって改革していくというのが私は本来だと思います。国立大学法人法というのは、経緯から見ますと、これは決して大学の中から出たものではないというのには御存じのとおりであります。一九九七年にこの問題が出たときに、時の文部大臣が、かくかくしかじかの理由でこれは適合すべきではないということをはつきり言つてあるわけであります。そのときに、国立大学協会を初め、私どもの鹿児島大学も同じような理由で反対をいたしました。それがだんだん変わってきてこんなふうになつてしまふうに思つてゐるわけであります。したがいま

つまり、私どもの認識は、全体に劣化している、若者のレベルが落ちている。これは、象徴的には产学連携に出てきていますけれども、これだけじゃないんですね。それに対する危機感なんですね。

「基礎研究の問題は」と呼ぶ)

ですから、基礎研究の問題も、先ほど申し上げたように、そのリソースを絞って产学連携に回しました。

ところが、これはつまり文化国家としての象徴的な一つの仕事なんですね。先ほど田中先生のお話の中に、決してレベルは低くない、こうおっしゃいました。

私も、基礎研究、純粹基礎研究のレベルにおいて我が国の大学のレベルが低いと思っておりません。この部分については相当に高い。それはノーベル賞の受賞者が年々出ているがごとく、私はこの分野は高いと思っています。

問題は、それが産業とか社会のプラスになかつながらないんですよ。ここに大きな段差があります。これは実は大学だけの問題じゃなくて、企業側に大きな問題があるんですけれども、それをどうやって引き出してくるかという仕組みが必要なんですが、今の文科省さんの一組織としての国立大学と私ども法人との間のやりとりでは、なかなか限界があつて難しい。そういうことが、先ほど申し上げた全体のレベルアップと両方含んで、私どもは、これしかないんじゃないかと。いい方法があればぜひ教えていただきたいんですが、今の状況であれば、このままというのは全くありません。

以上でございます。

○佐藤(公)委員 いい方法があればといえば、それは、もう時間がないので、また一回ゆっくり話をさせていただければありますけれども、先ほどのデータを見させていただいて、学力の部分、いろいろな部分が不足している。これは僕は現状でも補おうと思えばやれることだと思

いますけれども、それが結局、今の官僚システム

で、一番大事な教育というものが、非常に、悪く言えば犠牲になっているのかなという気がする部分、もしくは経済産業省の競争原理の中での

話、総務省からの立場論、こういったものの中

で、一番大事な教育というものが、非常に、悪く言えば犠牲になっているのかなという気がする部

分があるんですね。

そこで、経済界ということで山野井参考人にもう一つ、お願ひでもあり、聞きたいことでもあるんですけど、私は、出口論、入り口論という

ことによつて教育なんというのは百八十度変わっちゃう可能性がある。

今、大学、まさに学術懇談会での議論、僕、議

事録を全部読ませていただきました。その中でも

大学の定義というもの、今現状、現実を見た場合

には、まさに、いいところに就職するべき一つの登竜門でありバスだという部分が大半を占めている。これが現実の家庭、母親、子供たちの見方なんですね。教育そして研究なんということはほとんど考えていないのが実情です、現実の家庭や何かは。そういう中でいえば、採用一つ変えることに

思っています。

それでもう一つは、やはり研究に関する寄附、お金の出し方、これも学術懇談会でもいろいろと出でおりましたけれども、アメリカに、どんどん海外に研究費を出していくのでは、それは向こうの大学、学校をどんどん強くすることになります。それに日本の方にどんどん投資をしても、これによってやはり大学というのも、国立大学も含めて、随分変わってくるはずです。

によってこの教育改革というのは随分変わつてくれます可能性がある。

この意識をもつて持つて実効性の高いものにしていただくことが僕は一つ大きくな柱だと思うんですが、いかがでしょうか。

○山野井参考人 お答え申し上げます。

まず、先ほど、寄らば大樹の陰的な就職、若者、これは母親もそつだというお話をございました。そういう風潮があることは間違なく事実だと思います。ただ、企業の場合は、一方で

は、今申し上げたように完全に国際場裏の競争の中に入つておりまして、先ほど申し上げましたように、人材の問題についてあえて言わせていただいたのは、ロングに見た場合にこれは非常に大きな問題だと。

実は、きょうは出でおりませんけれども、部会の中のエレクトロニクス関係のある会社の方は、

大企業ですけれども、複数名、海外の大学院、アメリカの大学ですが、インターネットで受け入れられているわけです。同時に、日本の大学の一流

大学のマスターの人を同じように受け入れている。余りにもレベルが違つてびっくりしたと、問題意識にしても、論文を書かせて、その起承転結を含めて、非常に憮然としたということを言つてゐるわけですけれども、そういうことを含めまして、今私どもはやはりいい学生を探らなきゃいけぬという問題があつて、これはロングに見た場合のまさに死活問題なんですね。

したがつて、寄らば大樹の陰がどうかということもについてはこちらはちょっとと言えませんけれども、とにかく我々の目で見ていい学生を探るんだ、それでも、さつき言つたようにたくさんありますけれども、ということになつていてこと自体はぜひ御理解いただかないとちょっと困ると思うんですね。

○佐藤(公)委員 実際、お金を出すと同時に、国自体もそうですけれども、研究や何かを守る姿勢、またはそういうものが国としてもっと必要だという部分があり得ると思います。もう時間があつてしまつたんですけども、田中参考人にお伺いをさせていただきます。

以上でございます。

○佐藤(公)委員 実際、お金を出すと同時に、国自体もそうですけれども、研究や何かを守る姿勢、またはそういうものが国としてもっと必要な部分があり得ると思います。また我々もかかわつていきたい。主体は大学ですから、余分なことをやるつもりは全くありませんけれども、そういうふうに今念じているわけでございます。

くかどうかは確かに未知数のところがありますけれども、私ども産業として、それがいい方向に行くようなことに対しして必要であれば幾らでも努力したい、私どもは利害一致しておりますので。

企業の国際競争力というのは、イコール大学の国際競争力なんですよ。企業だけが国際競争力をつけるといつてもこれは無理です。一体なんですね、学生を受け入れるわけですから。そういう意味では、いかようにも利用していただきたいし、また我々もかかわつていきたい。主体は大学ですから、余分なことをやるつもりは全くありませんけれども、そういうふうに今念じているわけでございます。

それから、お金の問題、現状はそうなつていますが、私はこれがいいことではないと先ほど申し上げました。ロングに見たらこれはマイナスであります。先ほどお話ししました規制の緩和、撤廃、これはある意味で、自由ということから考えれば、そこには責任と義務というものが伴つてくると思う。今の国立大学に関して、その責任と義務といふものが本来どういうものがあるんだろうか。もしくは、今の大學生の職員の方、学校の方々、教授

の方々がそれをきちっと果たしているのだろうか。いるところといらないところがあると思いますけれども、その辺の御意見はいかがでしょうか。

○田中参考人 潜在的な能力、そういう知的資源、それを社会にいかにオープンにするかというところだと思います。

先ほどからお話が出ておりますが、これは両方の問題であって、産学連携につきましては、地域共同研究センターという名前のものがあつて、そこでもって、社会と、あるいは企業の方々と、それから大学におけるシーズ、企業の方々のニーズ、そういうもののマッチングをやっているわけですが、やはり大学の敷居が高いというのがあります。

しかしながら、やり方次第だと思っておりまして、私どもは、鹿児島県内に九十六市町村あります。その中の八十近くの市町村を大学の側から手弁当で回ってまいりまして、今地域にいかなるニーズがあるかということをずっと見てまいりました。そういたしますと、やはり、我々が今すぐできる部分、あるいは組織をつくってしなきゃならない部分、そんなのが目に見えてくるわけです。つまり、大学側の意識改革をすることによって十分可能であろう、私はそう思つわけです。

先ほどから、制度を変えなきゃいけないぐらいに大学が衰退しているのか、知的衰えがあるのかということあります。私は決してそうは思わないで、今の制度の中で大学自身が自主、自律でもつてやれるべき部分はまだまだたくさん残っている。この十年間、どんどん大学の中身が進んできております。それを一々申し上げる余裕はございませんが、これは確実であります。それから、責任と義務の問題ですが、当然これは社会的、公共的使命を果たすのが少なくとも国立大学の責任である。社会的、公共的空間の隅々まで自分たちが研究し、教育をし、そこでもつて貢献していくことが非常に大事なわけであ

りまして、そういう義務は当然持つてあるべきでありますし、私自身はこの六年間そういう方向で引っ張つてしまいまして、大変変わってきたといふのは事実であります。

○佐藤(公)委員 もう時間が来ました。牟田参考人には、広島の方ではいつもお世話をなりました。ありがとうございます。実は、牟田参考人と山岸参考人には、小泉総理には本当にこの国のビジョンがあるのかどうかをお聞きしたかったんですけど、それはまた追つて時間をいただいて聞かせていただきたいかと思います。本当に質問できなくて申しわけございません。

○古屋委員長 石井郁子君。
○石井(郁)委員 日本共産党的石井郁子でございます。

参考人の皆様には、本当に意見陳述、ありがとうございます。きょうは、聞くところによりました。うございました。きょうは、聞くところによりますと、議面、議員面会所なんですが、百人近い大学関係者、國民の方々がいらっしゃって、院内テレビでこの参考人質疑の模様を傍聴しておられるということです。きょういたいた参考人の御意見を、この大学法人法案の審議はまだ始まつたばかりでございますので、これから委員会審議に大いに生かして、また私ども徹底審議を進めてまいりたいというふうに考えております。

さて、最初に田中参考人にお聞きをいたしました。これまで国立大学協会は、独立行政法人の通則法に基づく国立大学の法人化に反対を表明してこられました。文部科学省も同様の態度をとつてきました。しかし、提出された今回の国立大学法案はこの通則法の枠内のものでありまして、先ほど来問題になつておりますように、中期目標を文部科学大臣が定める、中期計画は大学が

定めたとしても認可は大臣がする、変更命令もあるということなど、世界に例のない法人像になっていると思います。しかも、国立大学の評価委員会のみならず、総務省の評価委員会の評価を受けている点になりますと、学問の自由、大学の自治にとつて私は重大な問題をはらんでいると言わざるを得ません。

そこで、この法案について運用次第だという意見も聞かれることができますので、法律の運用で一体本当に大学の自主性、自律性という問題が確保されるのか、運用で済む問題なのかという点をお聞かせいただきたいでございます。

また、この法案について国立大学協会の合意があるのかどうかという問題について、あわせてお聞かせいただければと思います。

○田中参考人 ポイントをついた御質問でございます。まず第一点は、運用でうまくいくのか、先ほどの中期目標、中期計画、それから評価、予算配分、改廃まで、こういう部分を運用でうまくやるのかというお話をございますが、これは法律のしかも根幹部分なんですね。ある意味では運用といふのは裁量に通じるんだと思うんですが、法律の根幹部分を裁量でやるなんというのは、これは法治国家のやるべきことじゃないと僕は思つんですね。したがいまして、運用でこのエンジンの部分をやるということについては、私はそういう法律をつくるべきではない、そんなふうに思つております。

それから、国大協の問題でございますが、これは前の参考人として石副会長がいろいろなことをおっしゃつておられるようでございますが、私の判断は特に申し上げませんけれども、判断していただきたい事実を申し上げたいと思います。

一つは、国大協には、賛成、反対いろいろな方がおられるわけですが、最初から最後までこの線だけはというのがございまして、一つは公務員型ですね。公務員型はもう最初から最後まで国

大協として守るべきだというのが一つ。それから、経営と教学の一体化、これも最初から最後まで守るべきだということがあつたわけですが、御存じのとおり、この二つともほゞになっているわけですね。ということは、国大協の中のメンバーの学長さんがどんなふうに思つておられるかということは御推察いただきたい、そんなふうに思います。

以上です。

○石井(郁)委員 ありがとうございます。

同じ関係の質問でございますけれども、牟田参考人にお願いをいたします。

この法案が出てから国立大学協会の総会は開かれていないと思うんですね。四月十七日には国立大学の法人化特別委員会が行われたというふうに聞いておりますが、そこではこのようなことになつていています。

法案については、当面、国会における審議を見ることとし、本委員会としては、六月の総会に向けて国大協としての総括的見解を取りまとめる方向で検討を進めることにした。

何か非常にいろいろ含みのある表現になつてゐるようには思つうんですけど、これは、やはり法案についての国大協の合意は得られない、あるいは得てないというふうに考えるわけですね。

○牟田参考人 法案については、現在おっしゃつたとおり、特別委員会で議論している最中でござります。法案のもととなる国大協としての見解、これは一冊の本にまとめてあるわけです。特別委員会の検討の中では、国大協が提案したものと法案との間に違があるかどうか、これを議論いたしました。そうして、それについて一点だけ違いました。そうして、それについて一点だけ違つたと見ております。その点を除いては、その点については我々は中期計画の中で言及するという

我々の提案した国大協としてのものは反映されて
いるという理解をしております。

さて、法案について、では国大協として合意するかしないか、これは国大協総会を開かないといけないわけですね。それは、現在国会でこの法案が議論されている最中に、例えば国大協の臨時総会を開いて賛成か反対かということをする段階ではない、と判断しているのです。

○石井(郁委員)いろいろと尋ねたい面もござりますが、この点はこれまでにしておきました、また少し角度を変えて質問させていただきます。

今回の大学法人法案問題は、やはり日本の大学のあり方、高等教育のあり方二十一世紀日本社会のあり方ここまでかかわる本当に大きな問題をなす

を、外から目標を与えられ、それから評価まで加えられる、しかも報酬も当ての評価という可能性性が出てくるわけですね。そういたしますと、やはり純粹に学問をし、好奇心に駆られて研究をするということと自体がゆがめられてくるであろうということが一つあります。

それから、評価に関連して、中期計画に数値化を要求されるわけで、どれだけ達成されたかといふ数字をまた六年後に出さなきやいけないわけですね、評価のときに。そのときに、教育の成果あるいは研究の成果をどのようにして点数化するのか、数値化するのかという問題が出てくるわけですが。

先ほどちょっとお話をましたが、研究の場合

いるわけでございまして、そういうような点で、やはり私は、学問の衰退が来る可能性がかなり強い、そしたらしますと、国際競争力も当然長い目で見ると落ちるであろう、そんなふうなことを考えるわけでございます。

○石井(郁)委員 ありがとうございました

確かに、日本の大学にとって、自己評価とか、みずから目標を立てるとか、研究者はそれぞれしていると思いますけれども、外から枠を決められる、こういうことは初めてですから、本当にこれでいいのかどうかということについては慎重にもう一度重ねて考えなければいけない、あつてはならないというふうに私は考えているわけでござい

最後になりますが、山岸参考人に伺いたいと思

これはこの参考人の質疑の中ではそこまでなかなか入り込めないということがあるかと思います。しかし、私は、きょう意見陳述を聞かせていただきたい中で大変重要な指摘がされたというふうに思っておりますし、そこで少し突っ込んでお聞きしたいのですが、この点も田中参考人にお願いしたいと思います。

先ほどの陳述で、一本制度のもとでは眞の教育研究を行うことは困難であり、もしそれが強要されるならば、教育研究の本質はゆがめられ、我が国の学問は衰退を余儀なくされることは明らかです。」と述べられました。私は、やはり高等教育あるいは学問の発展こそ大学の使命でありますから、学問が衰退を余儀なくされるということは本当にゆゆしき事態になるわけでありまして、大変厳しい御指摘だったというふうに思いますが、もう少しその辺を具体的にお述べいただけたらとうふうに思います。よろしくお願ひします。

仕事を始めた、途中で全く違った結果が出た、それを追いかけていったらすばらしい結果を得た、そういう場合に六年間の目標をどんなふうにして定めて、定めた以上はそれじゃないと評価されないのですが、そんなことがシステムの中に入っているということ。途中で計画変更ということはあり得るわけだけれども、それにしても、やはり今度はそれを認可してもらわなきやいかぬ、そのためにはまた膨大な資料をつくるなきやいかぬというのがあります。

教育にしろ研究にしろ、目標、計画、評価、その部分については、自分自身で、研究者自身が書類をつくるなければいかぬわけですね。書類をつくる、そういうことがやはり研究者、教育者の内発的な精神を明らかに抑制するのではなくなりして

山岸参考人は、いろいろ現場取材もされていらっしゃるわけとして、そういう中でのこういう警鐘かななどというふうに伺いましたが、私どもも今回の改革はそのように思えてならないわけでありますので、この国立大学法人法案は大学に混乱と退廃をもたらすのかどうかという点でのお考え、御見解を伺っておきたいと思います。

○山岸参考人 そういうふうに書いた根拠は、国立大学法人法案だけではございませんので、ちょっとお答えするのがやっこいんですが、一 点、現象だけ申しますと、ことしの年賀状を見て、ほんの数通ですけれども、しかし三通か四通あるということは、これはやはり非常に印象的でした。

実は今まで機能していなかつたのではないかと。國大協のあの姿を見ればわかるように、大学の自治というものは団体の自治を最高とすべきものなのに、団体の自治ということについては、無能とは言いませんけれども、非常に弱い。これは私立大學も全く同じで、結局、皆さん方、自分の背後に抱えている大学を大事にせざるを得ないために困ることが言えないという状況があるんではないかと私は疑つております。

それ以上は勘弁してください。
○石井(郁)委員 山野井参考人には、時間が終わりまして、どうも失礼いたしました。どうもありがとうございました。

○古屋委員長 山内恵子君。

○山内(恵)委員 社民党的山内恵子です。

それ以上は勘弁してください。
○石井(郁)委員 山野井参考人には、時間が終わりまして、どうも失礼いたしました。
どうもありがとうございました。

○古屋委員長 山内恵子君。
○山内(恵)委員 社民党の山内恵子です。

私は、小学校の教員を三十年しておりましたので、大学問題といえば一番関心が強くあるのは、入試はこれで変わらぬのかということがあるんですね。けれども、そのことは法案とちょっと離れるかも知れないでの、またいつかのときにしたいと思ひます。

す。初めに、牟田参考人にお聞きしたいと思いま

アップの両方の長所を備えた運営方式をとるのがいい」「それも「実行する余地が残されている」と。「余地」という言葉がありますが、余地でしかないと私は思っています。ないんじゃないかなと私は思っています。また、大学運営について、専後平野とする。

由裁量、事後評価、査定、改善というサイクルが機能すれば、改革、改善が促進されると。先ほどもおっしゃった中に、大学の使命を果たすためには、法人化によって大学の自由度が増すことを希望されていますよね。その意味では、学長の見識でできることを法整備せよとおっしゃっているわけですから、きっとこの法案に問題ありと見ていらっしゃるんじゃないかと思います。

私は、ここのこところで本当に一番問題のは、このすべては、文部科学省の介入がなければ牟田参考人がおっしゃっていることを実現するのは、道が早いんじゃないかと思います。中期目標にかかわっても予算の配分にかかわっても、文部科学省が認可した評価機関が評価するとなれば、このことは、書かれている中にある「市場原理とアカデミズム原理の絶妙のバランス」など無理じゃないかと私は思っていますが、いかがでしょうか。

シでもないホールドアリーナでもない、その両方のいいところをとつたものでありたいと思っておりま
ー。

では、国立大学法人法案の範囲内でそれは無理ではないかという御指摘なんですが、私は可能だと思います。されば、國立大学法人法案をもとへ改定することになります。

と考えています。それに、国立大学法人法務室のものが、例えばアメリカのカリフォルニア州の州法と同じだとは言いませんが、似通った部分があるのです。カリフォルニア州の州立大学の典

型的な例として、バークレーのカリifornia大學生を例にとりますと、そこで運営形態は、私が

理想とする形に実は近いんですね。そういうことがカリフォルニア州法のもとで州立大学の中だけできているということは、私は、この国立大学法人

法案にそういう意味での希望を託したいと思つて
いるわけです。

本当に大学の自由度が増すということを私は庭
いたいところですけれども、今回の法案を見る限
り、そこは大変難しいのではないかというふうに
思つてござる。

思っています。
時間も短いので、次に山岸参考人にお聞きしたい
いとります。

先ほど御発言いたしました中に、実験が詰まらない制度は問題だという趣旨の御発言がありますが、今回、文部科学省が法人化を打ち出したが、背景と山岸参考人はどういったふうにございましたか。

昨日、社員を「人事異動」といふことだと相談していらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

に限りがありますので恐れ入ります。

国立大学の現状を見ると、大学が国民の願いにこたえていない部分をとても大きく感じます。閉鎖的な感じさえもいたします。それで、大学が国

民に開かれるために、また国民の理解を得るために、山岸参考人は、何が問題でどう解決していくべきよとお考えなのか。

次の質問にも行きたかったと思ひます。

中期計画は大変問題だとおっしゃいましたが、松木も問題だと思います。もしこの中期目標、計画を立てるとしても、企業に都合がいいところはお

並が入ってくるということがそれなりに見えるわ
りですから、文部科学省や企業に都合のよいよう

。に自己規制してしまう可能性が私は心配されま

例えばなんですかけれども、古代サンスクリットの研究とか人文系の哲学とかいうような、本当に生産性となかなかつながらないあたりなんかは、

研究してもお金が入ってこないんじゃないかななど、いうことが心配されます。その意味で、法人化した場合、大学の研究のための財政は、国家がどれ

うまい出し、それから大学みずからはどれぐらい出したらしいというふうな、そんなバランスをお考えでしたらお聞かせいたきたいと思います。

三番目の質問としては、きょう国立大学の法人化の問題でありながら私学に触れられたということを私は大変うれしく思って聞きました。山岸参

「人が編集された『未完の大学改革』」一巻がで
けれども読ませていただきました。元文部大臣
の永井道雄さんの言葉を紹介されていまして、こ
うな部分で改めて書くに便利で、

この部分で教育を富士山に例えて
富士山は広い裾野があるから美しいのだが、し
かし本当に優れた教育は富士山ではダメです。
我が國の教育は元々非常に困つてゐるよ

我が国の教育机关が日常に困ったことになつてゐるのは、峰が一つしかないことです。それは東大の峰です。そうすると他の小さな大学はみんな東大を真似ります。小さな筑波山をつくつて

り、大岡山に立てこもります。もつとも望ましいのは、広い裾野が大事ですから、今後つくるべき教育は、富士の峰ではなくて「ヶ岳」でなく

私はここのことろに大変共感いたしました。その意味で、国はもつと財政負担を私学に付して貰うべきではありません。

きであり、出しているお金が少な過ぎる。これは永井元大臣がおっしゃっているんですけども、先生も先ほどCOEの例で言われました

去

よう今までの国立大学のままであるうと、やろ
うと思えばできることでありますから、これはた
だやらなかつたというだけの問題であります
これからはもう少し進んでいくのではないかとい
うふうに期待をしております。

それから、独法化することによって、基礎的
な非常に地味な研究がだめになるのではないかと
いう御質問は別な委員さんからも先ほどあつて、

牟田先生から何かお答えになつていましたけれど
も、私も、牟田先生の意見プラスもつと樂觀的で
あります。余りそれは心配する必要はないと思
っているんです。なぜかとすると、国立大学の
時代に、国立大学の人たちはそんなに基礎研究を
熱心にカバーしていましたか。そんなことないで
すよ。随分ひどい状況だったですよ。

例えば、東京大学の国文学科ですか、国史、国
文、その系統がドナルド・キーンさんに頼んで、
ほかの二、三人の超有名な研究者に頼んで初めて
文系で外部評価をやつたときに、何を東大の人た
ちが言いたかったのかといえば、いかに自分のと
ころの研究室がひどいかということをドナルド・
キーンさんが言つたことは、東大のそこの学問
レベルがどうこうなんということではなくて、自
分が所属する、あの人はプリンストンでしたか、
あの大学の日本語、日本語文学の教授の数よりも
東大の日本文学の教授の数の方が多いと。この
一言でもう大体東京大学のそういう基礎的研究の
レベルがわかるわけでしょう。日本を代表する、
文部省から一番お金を使つ込まれている大学がそ
の程度のことですから、独立行政法人になれば、
もっとすばらしいこと、さつき牟田先生がおっ
しゃいましたような、学長がリーダーシップのも
とでそういうものを面倒を見てくださるようにな
るだろう、そういう点では僕は物すごく期待して
おります。

○山内(憲)委員 どうもありがとうございました。
本当に、もう少しいろいろお聞きしたいことが
ありました。

あります。先ほど、大学セクターへの行政権力
の介入が強くなるだらうということを山岸参考人
はおっしゃられたわけですから、その部分でい
えば、ますます富士山化して中央集権化するとい
うこと。それを心配なさってのことかなと思うんで
すが、そういうふうにとらえてよろしいでしょ
うか。

それから、大学には守るべき自治があつたのか
ということでおっしゃられたですが、永井元大
臣がおっしゃっていた中にも、大学には集團的自
治が必要だという言葉でおっしゃっているんです
けれども、この二点について、追加でお願いした
いと思います。

○山岸参考人 実は、私が憂えているのは、さつ
きリーダーシップのこと申しまつたけれども、
余り率直に人のことをあげつらうのは、私は自由
な身ですから何でも言えるわけだけれども、学
長や何かの立場にある人はそう言えないでの、そ
の人たちをこういうところで余り非難してはいけ
ないんだと思うんですが、なぜ私はそういうこと
を言つたかといいますと、国立大学の授業料が長
い間上がらなくて、私立大学との間の格差がどん
どん広がつていった。あの大臣がじたばたして
毎年のように文部省に対して授業料を上げろと言
い続けながら、文部省が守り切れたのは何だと思
いますか。学生たちが授業料を上げるとストライ
キするからですよ。それを押し切つてまで、さす
がの大蔵省も文部省を押し込めることができな
かった。それが、学生運動が衰退したら、二年に
一遍必ず上がつていてしまう。それで大体答え
がわかるでしょう。

僕は、国立大学協会や私学団体がもつときつち
り自分の言うことを言えば、あるいは、ストライ
キはできないかもしねないけれども、もつとしや
んとしていれば、文部省が政府の中において
発言する立場だって変わつていたんだと思うんで
すよ。

僕が非常に今興味を持っているのは、さつき質
問にもありましたけれども、あれほど反対してい

たものがなぜ賛成に回つたのか、何の判断だつた
のかというのは、私はわかりません。それから、
何のメリットもつて、そのところで引き受け
ることに踏み切つたのか、これもわかりませんけ
れども、私は、その意味においてはしようがない
ことなんだろうなと一方では思いながらも、それ
は、政府の一員としてはそういうことはどういう
行動かというの、非常に関心があります。

○山内(憲)委員 ありがとうございます。
私は、今回の改革案のいろいろを考えたとき
に、地方の国立大学と私学は財政力が違うので、
私学に行く子供たちは高い授業料を払わなければ
ならない、しかし、その保護者は、それだけでは
なくして、国立大学への税金をも払つているとい
ふことを考へるとき、暗たんとしたものがありま
した。

四人の方来てくださいましたのに、二人のみ
で終わりましたことをお許しください。また改め
てお聞かせいただけるチャンスをつくりたいと思
います。きょうは本当にありがとうございます。
た。

○古屋委員長 以上で参考人に対する質疑は終了
いたしました。
この際、参考人各位に一言、あいさつを申し上
げます。
参考人の皆様には、貴重なあるいは率直な御意
見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。
委員会を代表いたしまして、厚く
感謝 御礼を申し上げます。
次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

平成十五年五月十四日印刷

平成十五年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B